

倉敷市第三次環境基本計画

～ 自然と人との共生し

次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境 ～



令和3～12年度

倉敷市民憲章

市民憲章は、市民一人ひとりが守っていくきまり、目標のようなものです。市民皆さんの生き方の心がまえ、理想のまちづくりを文章にしており、市民生活の指針、行政の指針となるもので、昭和47年2月1日に制定しています。

私たちは、日本のふるさと瀬戸内海と
母なる高梁川にはぐくまれ、
古い伝統と洋々たる未来にかがやく
倉敷市民の誇りをこめて

- 一 自然を生かし、緑と花のあるきれいな環境をつくりまします。
- 一 人間をたいせつにし、青少年には夢、老人には安らぎのあるあたたかい社会をつくりまします。
- 一 秩序を守り、平和で安全なまちをつくりまします。
- 一 働くことによるこびをもち、明るく健康な家庭をつくりまします。
- 一 教養を高め、世界と通じ、個性ある文化をつくりまします。

市木：くすのき（昭和46年12月1日制定）

市花：ふじ（昭和46年12月1日制定）

市の鳥：カワセミ（平成15年3月24日制定）

計画の策定にあたって



本市では、健全で恵み豊かな環境を享受できるまちの実現を図るため、平成11年12月に「倉敷市環境基本条例」を制定し、この条例に基づき、平成12年2月に「倉敷市環境基本計画」を、そして平成19年3月の改定を経て、平成23年3月に「倉敷市第二次環境基本計画」を策定し、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、少子高齢化の進行や、頻発化する自然災害と深刻化する環境問題など、本市を取り巻く状況は刻々と変化しており、中でも、平成30年7月豪雨では、本市においても未曾有の大災害となり、加えて直近では、新型コロナウイルス感染症が拡大し、市民生活等に大きな影響を与えています。

一方、国際的な動向では、平成27年に、国連サミットにおいて、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、また、COP21において、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロをめざす「パリ協定」に合意するなど、世界は持続可能な社会に向けた大きな転換期を迎えています。

これらの動向に対応しながら、未来により良い地球環境を引き継いでいくためには、環境、経済、社会の様々な主体が連携するとともに、私たち一人ひとりが、今できることを考え、行動する必要があります。

これらを背景に、諸課題に対応すべく、時代に即した計画となるよう計画の見直しを行い、環境の保全・改善はもちろんのこと、新たに、SDGsをはじめ、気候変動への適応、防災・減災の視点を加え、この度、「倉敷市第三次環境基本計画」を策定しました。

本計画に基づき、市民の皆様とともに、健全で恵み豊かな環境の保全等を全力で行い、次の世代へと引き継いでまいりたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、熱心にご審議いただきました倉敷市環境審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントなどにご協力をいただきました市民の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

倉敷市長 伊東 香織

目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画を定めた背景	2
2	計画の役割	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の範囲	5
5	計画の期間	5
6	計画の構成	6

第2章 めざすまちの姿

1	めざす環境イメージ	8
2	基本目標・共通目標とSDGsの理念	8
3	防災・減災の視点	9
4	施策体系	10

第3章 目標達成のための取組

第3章の紙面構成	14
----------	----

基本目標1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	16
--------------	----------------------------------	----

政策 豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します

政策 環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します

基本目標2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	20
--------------	---------------------------	----

政策 まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります

政策 瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

基本目標3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	24
--------------	--	----

政策 良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます

政策 快適な生活環境の確保に努めます

基本目標4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、 環境に配慮した循環型社会が形成されているまち.....	28
政策	廃棄物の発生抑制・再使用を進めます	
政策	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます	
基本目標5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を 推進しているまち.....	32
政策	温室効果ガス排出量の削減に努めます	
政策	地域特性に応じた適応策を実施します	
共通目標	5つの基本目標を達成するための「人づくり」.....	36
政策	環境意識を持ち行動できる人を育てます	

第4章 市民・事業者に求められる取組

基本目標1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが 保たれているまち.....	40
基本目標2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち.....	41
基本目標3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、 安心して暮らすことができるまち.....	42
基本目標4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、 環境に配慮した循環型社会が形成されているまち.....	43
基本目標5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を 推進しているまち.....	44
共通目標	5つの基本目標を達成するための「人づくり」.....	45
地区別の重点取組	46

第5章 計画の推進

1	計画の推進体制.....	50
2	計画の進行管理.....	51

資料編

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画を定めた背景

本市では、平成11年12月に、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に「倉敷市環境基本条例」を制定しました。この条例のもと、平成12年2月に、本市で最初の「倉敷市環境基本計画」を策定し、地域の環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

その後、京都議定書の発効や新たな法律の制定、船穂町及び真備町の合併による市域の拡大などにより、平成19年3月に「倉敷市環境基本計画」の改定を行いました。

さらに、平成23年3月には、計画期間の満了や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、新たに「地球温暖化対策の取組」を基本目標に加え、施策に「環境と地域経済の調和」や「子どもの環境教育」などを追加した「倉敷市第二次環境基本計画」を策定し、各取組を進めてきました。

この第二次環境基本計画の計画期間が満了するまでの間、少子高齢化の進行や、多発する自然災害と深刻化する環境問題など、本市を取り巻く状況はさらに変化しています。

平成27年9月には、国連サミットにおいて、「SDGs（持続可能な開発目標）」が全会一致で採択されました。SDGsは、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っており、「住み続けられるまちづくりを」など17の目標（ゴール）と、令和12年（2030年）までに達成すべき169の具体的な成果目標（ターゲット）から構成されています。日本でも、国を挙げてSDGsの取組を積極的に進めており、令和2年7月、倉敷市は、SDGsの達成に向けた優れた取組を行う都市として「SDGs未来都市」に認定されました。

また国は、平成30年4月、我が国の今後約5年間の環境施策の方向性を定めた第五次環境基本計画を閣議決定しており、この計画では、環境・経済・社会の統合的向上及び脱炭素化・SDGsの実現に向け、「地域循環共生圏^{注1}」という考え方が示されています。

さらに、令和2年10月、菅内閣総理大臣の所信表明演説では、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言されました。

一方、本市においては、西日本を襲った平成30年7月豪雨によって、未曾有の大災害が起きました。その復旧・復興に全力を注いでおりますが、自然災害への備えが強く求められているところです。加えて直近では、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大しており、「新たな生活様式^{注2}」を取り入れるなど、市民生活にも大きな影響を与えているところです。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、この度、時代に即した計画となるよう前計画を全面的に見直し、今後の取組の方向性を示す新たな環境基本計画を策定しました。本計画では、SDGsの理念を踏まえるとともに、防災・減災の視点を取り入れています。

（注1）「地域循環共生圏」とは、各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方であり、地域でのSDGsの実践（ローカルSDGs）をめざすもの。

（注2）「新しい生活様式」とは、新型コロナウイルスを想定した生活様式のことで、感染拡大を予防するため、マスクの着用、3密（密集・密接・密閉）の回避など、それぞれの日常生活において行うもの。

2 計画の役割

本計画は、「倉敷市環境基本条例」第3条に掲げる基本理念にのっとり、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるとともに、市民や事業者などと協働して施策を進めるための指針となるものです。

【倉敷市環境基本条例 第3条（基本理念）】

- 1 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。
- 2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。
- 3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

倉敷市環境基本条例では、環境の保全等の基本理念や、市、事業者、市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、環境施策の基本事項を定めています。



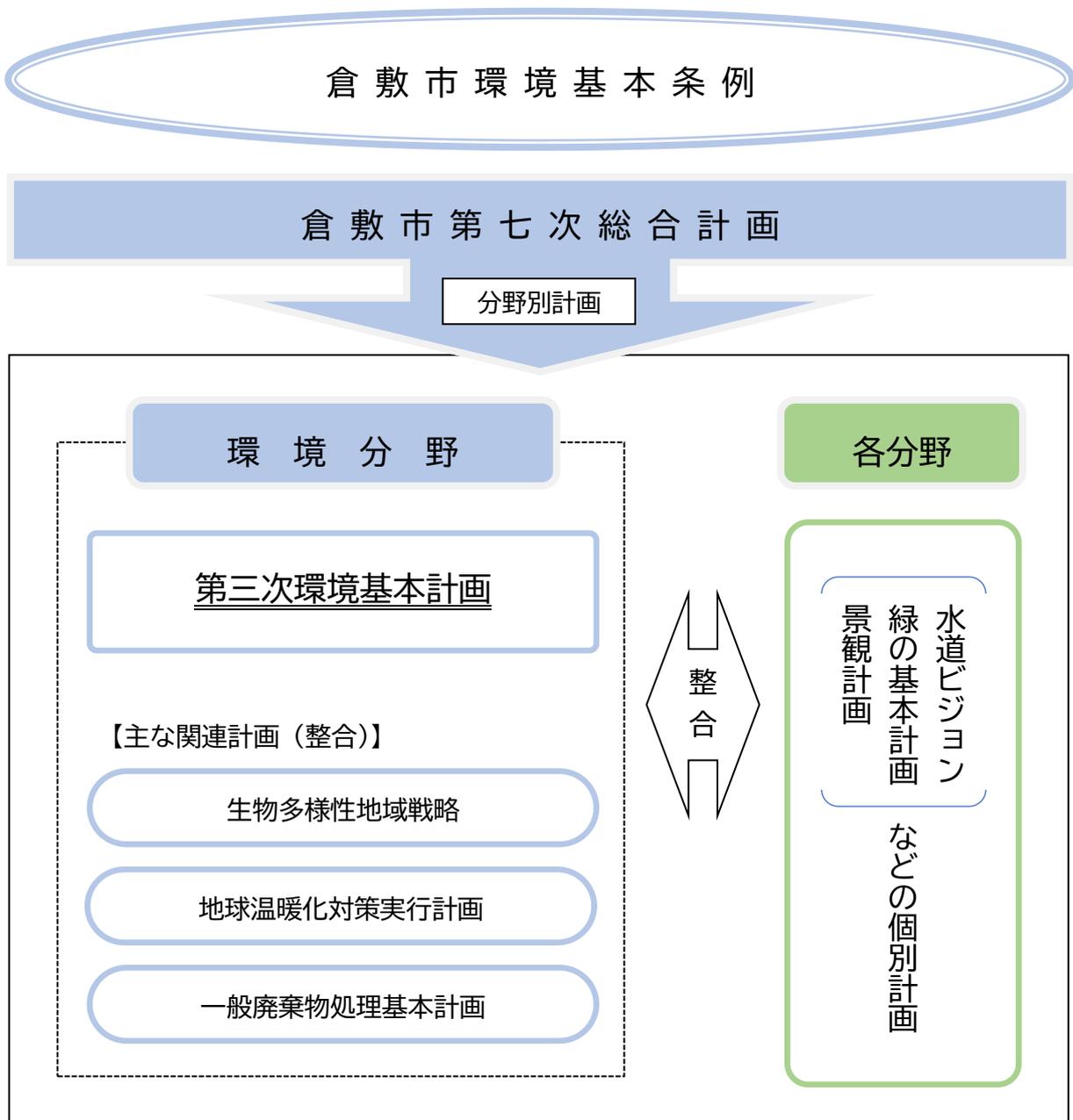
くらしき環境キャラクター「くらいふ」

3 計画の位置付け

本計画は、「倉敷市環境基本条例」に基づく計画で、市の最上位計画である「倉敷市第七次総合計画」に掲げられた将来像を、環境面から実現するための役割を担います。

環境分野における基本目標や施策などを明らかにし、市民や事業者などの各主体の役割なども示しており、各分野の個別計画の環境施策などを実施するにあたり基本となるものです。

【本計画の位置付け】



4 計画の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、次のとおりです。

- (1) 自然環境 … 動物、植物・植生、生態系、生物多様性 など
- (2) 都市環境 … 景観、歴史的町並み、緑化 など
- (3) 生活環境 … 大気、水質、土壌、有害物質、廃棄物 など
- (4) 地球環境 … 気候変動、エネルギー など

5 計画の期間

本計画の計画期間は、「倉敷市第七次総合計画」に合わせ、次のとおりです。

計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間

【本市の環境基本計画の変遷】

計画名称	計画期間
① 倉敷市環境基本計画	平成13年度 ～平成22年度
② 倉敷市環境基本計画 改定版	改定時～平成22年度
③ 倉敷市第二次環境基本計画	平成23年度 ～令和2年度
④ 倉敷市第三次環境基本計画	令和3年度 ～令和12年度

6 計画の構成

本計画は、次の章から構成しています。

- 第1章** 「計画の基本的な考え方」では、計画を定めた背景、役割、位置付け、範囲、期間などを示しています。
- 第2章** 「めざすまちの姿」では、この計画がめざす環境イメージと5つの基本目標、共通目標を掲げるとともに、SDGsの理念を踏まえながら、それらを実現するための施策などを示しています。
- 第3章** 「目標達成のための取組」では、めざすまちの姿を取り巻く現状と課題、実現に向けた施策、達成状況を測る“ものさし”となる環境指標や目標値を示しています。
- 第4章** 「市民・事業者に求められる取組」では、市民、事業者が環境に配慮して取り組んでいただく指針を示しています。
また、地区ごとに重点的に取り組む内容を示しています。
- 第5章** 「計画の推進」では、行政などの計画の推進体制や、進行管理方法を示しています。
- 資料編** 倉敷市環境基本条例などの参考資料を掲載しています。

第2章

めざすまちの姿

1 めざす環境イメージ

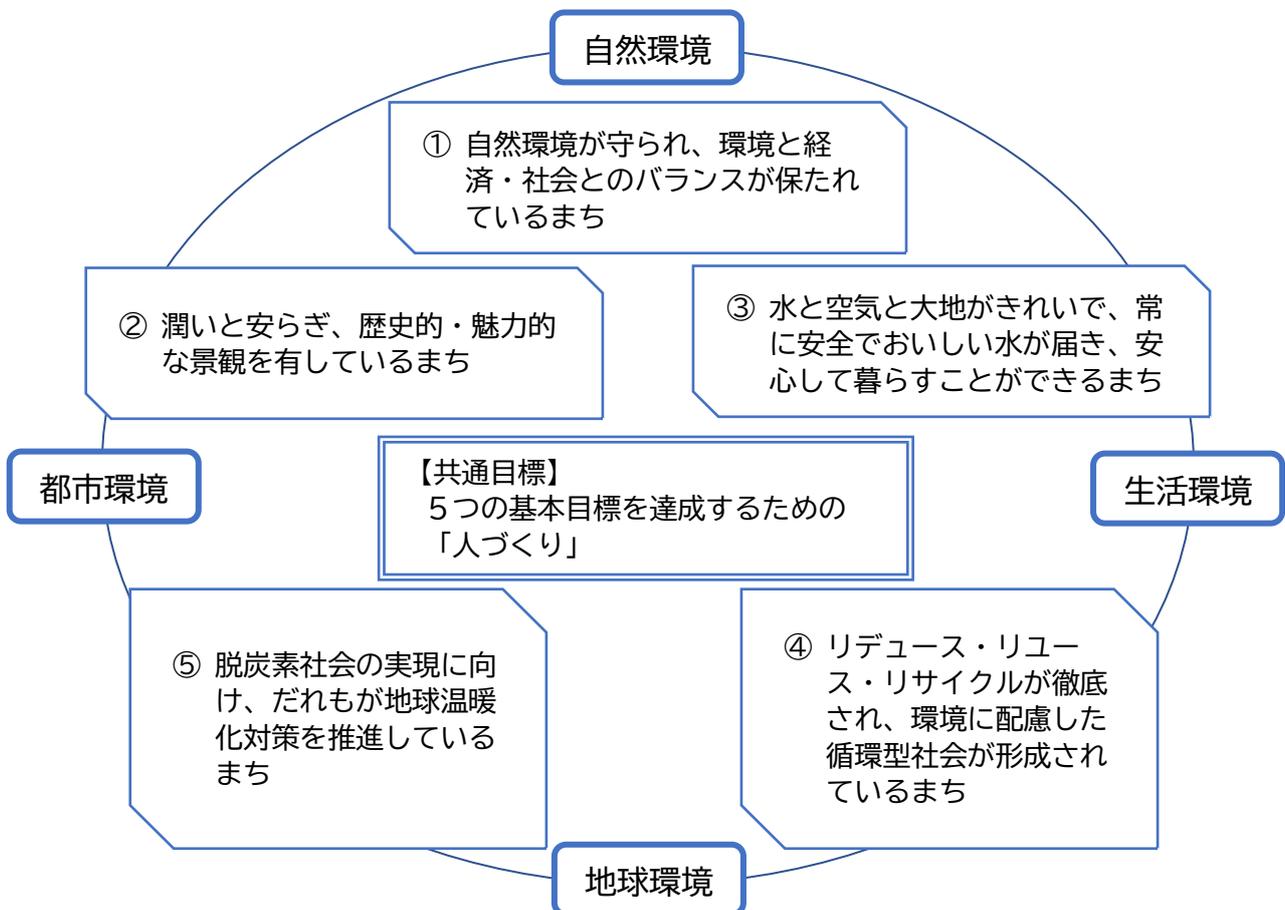
「倉敷市環境基本条例」の基本理念にのっとり、「倉敷市第七次総合計画」に掲げられた将来像「豊かな自然と 紡がれた歴史・文化を 次代へ繋ぎ 人と人との絆と慈しみの心で 地域を結ぶまち倉敷」を環境面から実現するために、本計画でめざす環境イメージを次のとおりとします。

この環境イメージは、市民・事業者・行政の共通認識として、将来の倉敷市のあるべき環境の姿を示すものです。

自然と人との共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境

2 基本目標・共通目標とSDGsの理念

本計画がめざす環境イメージをより具体化するために、総合計画がめざすまちの姿のもとに5つの基本目標を設定するとともに、その5つの目標の礎となるものとして共通目標を加え、次のとおりとしました。



また、総合計画に合わせて、SDGsの理念を踏まえた計画としています。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略です。世界にある課題をみんなで解決し、将来にわたって続くより良い世界をめざすための目標で、平成27年（2015年）の国連サミットで採択されました。令和12年（2030年）に向けた環境・経済・社会についての目標であり、同年12月に採択された地球温暖化対策としての「パリ協定」と両輪になって、今、世界を大きく変える道しるべとなっています。

このSDGsは、政府や自治体だけでなく、民間企業においても取り組む気運が国内外で高まっています。国では、SDGs達成に向け優れた取組を行う自治体を「SDGs未来都市」として、またその中で、特に先導的な事業を「自治体SDGsモデル事業」として選定しており、令和2年7月に、倉敷市はその両方に選ばれました。

本計画では、SDGsの関連する目標を、施策体系及び第3章で示しています。



3 防災・減災の視点

平成30年7月豪雨災害により、豊かな恵みをもたらす自然環境は、時に牙をむいて、私たちに襲い掛かる脅威でもあることに気づかされました。

現在、災害からの復旧・復興への取組を強力に進めていますが、自然災害への備えが強く求められているところです。

本計画では、防災・減災に関する取組を、第3章において **防** で示しています。

4 施策体系

5つの基本目標などにそれぞれ「政策領域」を設け、本計画の政策・施策を次のとおり設定しています。また、政策ごとに、第3章において「環境指標」と「めざそう値」（目標値）を設定しています。「環境指標」は、施策の成果を分かりやすく示す「ものさし」となるものです。

自然と人との共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境								
基本目標		政策領域・SDGs			政策		施策	
1	自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全		①	豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します	施策1	多様な生き物が生息する自然環境の保全	
		環境・経済・社会の調和				②	環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します	施策2
2	潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進		③	まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります	施策3	環境・経済・社会の総合的向上	
		景観づくり				④	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	施策4
3	水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全		⑤	★良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます	施策5	豊かな緑の保全、緑化の推進	
		生活環境の確保				⑥	快適な生活環境の確保に努めます	施策6
4	リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用		⑦	廃棄物の発生抑制・再使用を進めます	施策7	景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成	
		廃棄物の再生利用				⑧	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます	施策8
5	脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減		⑨	☆温室効果ガス排出量の削減に努めます	施策9	水質汚濁の防止	
		適応策の実施				⑩	☆地域特性に応じた適応策を実施します	施策10
共通目標 5つの基本目標を達成するための「人づくり」		環境意識の向上		⑪	★環境意識を持ち行動できる人を育てます	施策11	騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進	
						⑪		施策12
						施策13	廃棄物の発生抑制	
						施策14	廃棄物の再使用促進	
						施策15	廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進	
						施策16	廃棄物の適正処理	
						施策17	事業者・公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入	
						施策18	環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルへの転換	
						施策19	市民生活・事業活動等への影響に対する適応策	
						施策20	頻発化・激甚化が懸念される災害への適応策	
						施策21	市民への環境学習の推進	
						施策22	次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進	

(注) 過去の市民アンケートで、重要度が高く、満足度が低かった政策については、重点政策として、★で示しています。また、国の動向などを踏まえ、重点政策として、地球温暖化対策を☆で示しました。

施策体系で示している、本計画に関連するSDGsは、次のとおりです。



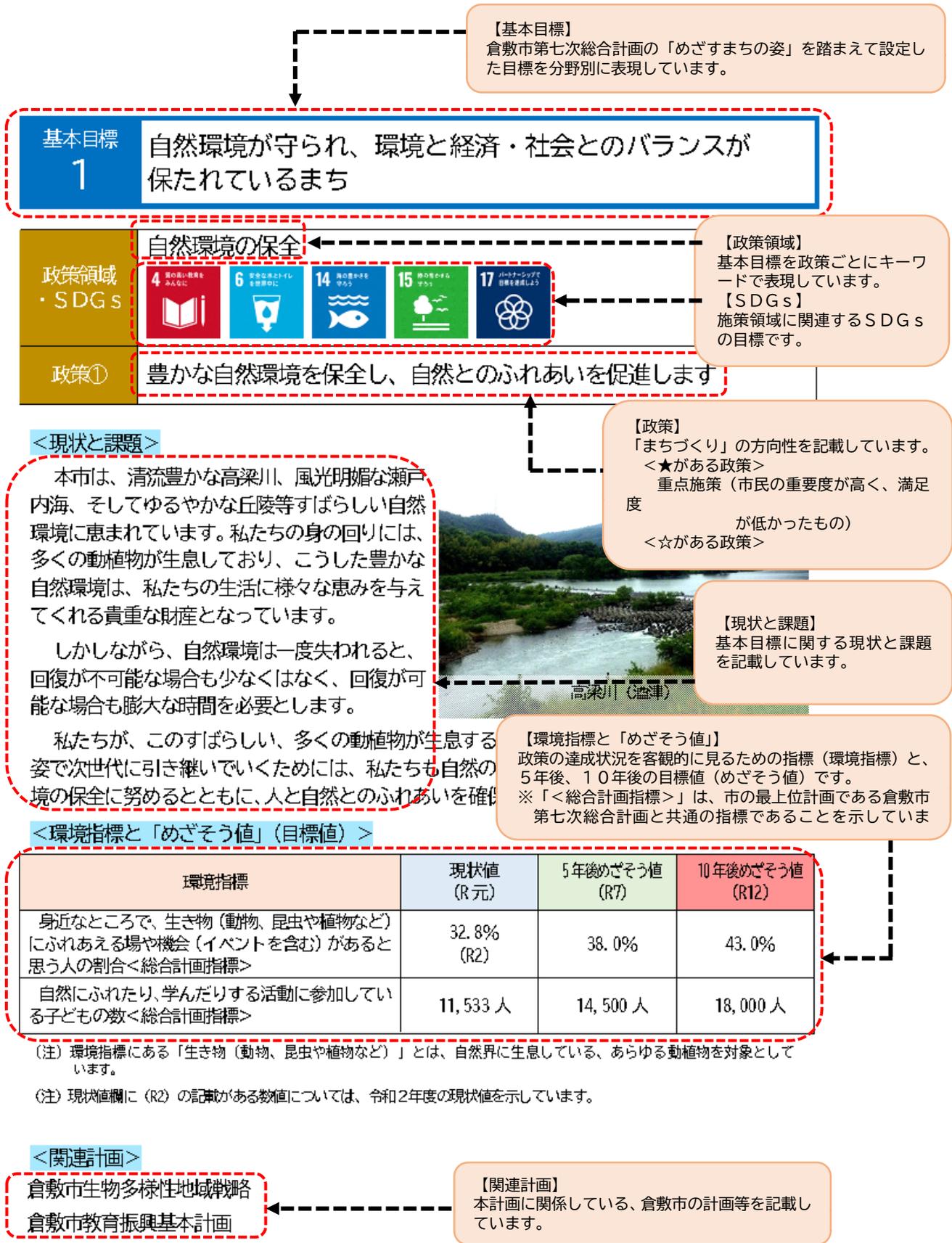
(注) この計画の環境保全の取組を進めることで、目標1「貧困をなくそう」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標16「平和と公正をすべての人に」の達成に広い意味でつながります。



第3章

目標達成のための取組

第3章の紙面構成



【施策】

前ページの「政策」を進めるための具体的な取組について記載しています。
 ※施策の番号は、「基本目標1」から「共通目標」まで通し番号としています。

【用語右肩の「※】

用語の右肩に「※」があるものは、資料編「用語の解説」で意味などの説明を記載しています。

施策1 多様な生き物が生息する自然環境の保全

- すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人が共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていきます。
- 市内に生息する生き物について、生息実態調査等を行い、**情報提供**や知識の普及を推進するとともに、生息環境の保全、野生生物の種の保存など、市内の**生物多様性**※の確保に努めます。
- 貴重な自然環境の保全・再生のため、公共工事を実施する際には、野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。

倉敷市内に生息する希少野生生物



スイゲンゼニタナゴ



ダルマガエル

施策2 人と自然とのふれあいの確保・促進

- 人が憩い、安らげる親水性の高い水辺空間をはじめ、里地里山等の様々な場面で自然とふれあえる場の整備や、自然体験活動の機会の充実を図ります。
- 子どもたちの自然体験活動を支援する指導者やボランティアを育成するため、若い世代が気軽に参加でき、やりがいを感じられるような支援や仕組みづくりなどを行います。



ミズアオイの保全活動



生き物しらべ（海辺教室）

【防災・減災の視点】

各施策で、「防災・減災に関する取組」については、**防**のマークを記載しています。

基本目標
1

自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち

政策領域 ・SDGs	自然環境の保全 
政策①	豊かな自然環境を保全し、自然とのふれあいを促進します

<現状と課題>

本市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。私たちの身の回りには、多くの動植物が生息しており、こうした豊かな自然環境は、私たちの生活に様々な恵みを与えてくれる貴重な財産となっています。

しかしながら、自然環境は一度失われると、回復が不可能な場合も少なくはなく、回復が可能な場合も膨大な時間を必要とします。



高梁川（酒津）

私たちが、このすばらしい、多くの動植物が生息する豊かな自然環境を守り、より良い姿で次世代に引き継いでいくためには、私たちも自然の一部であることを意識し、自然環境の保全に努めるとともに、人と自然とのふれあいを確保・促進していくことが重要です。

<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
身近なところで、生き物（動物、昆虫や植物など）にふれあえる場や機会（イベントを含む）があると思う人の割合<総合計画指標>	32.8% (R2)	38.0%	43.0%
自然にふれたり、学んだりする活動に参加している子どもの数<総合計画指標>	11,533人	14,500人	18,000人

(注) 環境指標にある「生き物（動物、昆虫や植物など）」とは、自然界に生息している、あらゆる動植物を対象としています。

(注) 現状値欄に (R2) の記載がある数値については、令和2年度の現状値を示しています。

<関連計画>

倉敷市生物多様性地域戦略
倉敷市教育振興基本計画

施策1 多様な生き物が生息する自然環境の保全

- すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人が共に生きる快適な環境を守り、創り、育てていきます。
- 市内に生息する生き物について、生息実態調査等を行い、情報提供や知識の普及を推進するとともに、生息環境の保全、野生生物の種の保存など、市内の生物多様性※の確保に努めます。
- 貴重な自然環境の保全・再生のため、公共工事を実施する際には、野生生物の生息状況に配慮した工事を行います。

倉敷市内に生息する希少野生生物



スイゲンゼニタナゴ



ダルマガエル

施策2 人と自然とのふれあいの確保・促進

- 人が憩い、安らげる親水性の高い水辺空間をはじめ、里地里山等の様々な場面で自然とふれあえる場の整備や、自然体験活動の機会の充実を図ります。
- 子どもたちの自然体験活動を支援する指導者やボランティアを育成するため、若い世代が気軽に参加でき、やりがいを感じられるような支援や仕組みづくりなどを行います。



ミズアオイの保全活動



生き物しらべ（海辺教室）

政策領域 ・SDGs	環境・経済・社会の調和					
	4 質の高い教育を みんなに	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	9 産業と技術革新の 基盤をつくらう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	17 パートナリシップで 目標を達成しよう
政策②	環境・経済・社会の好循環の創出により、持続可能なまちづくりを推進します					

<現状と課題>

企業が社会的責任として、環境問題への取組が当然に求められるようになり、近年では、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視するESG投資※も広がりつつあり、企業にとって、環境経営は欠かせないものとなっています。環境経営を進めるには、中小企業にも取り組みやすいエコアクション21※など、環境マネジメントシステム※の導入・活用を促進する必要があります。

また、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、倉敷市だけでなく、連携中枢都市圏※でもある高梁川流域圏（倉敷市・新見市・高梁市・総社市・早島町・矢掛町・井原市・浅口市・里庄町・笠岡市）全体で、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的であることが重要です。環境に係る社会的問題の解決を環境ビジネスの機会と捉え、設備投資や研究開発につなげていくことなどが求められます。



高梁川流域圏（7市3町）

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

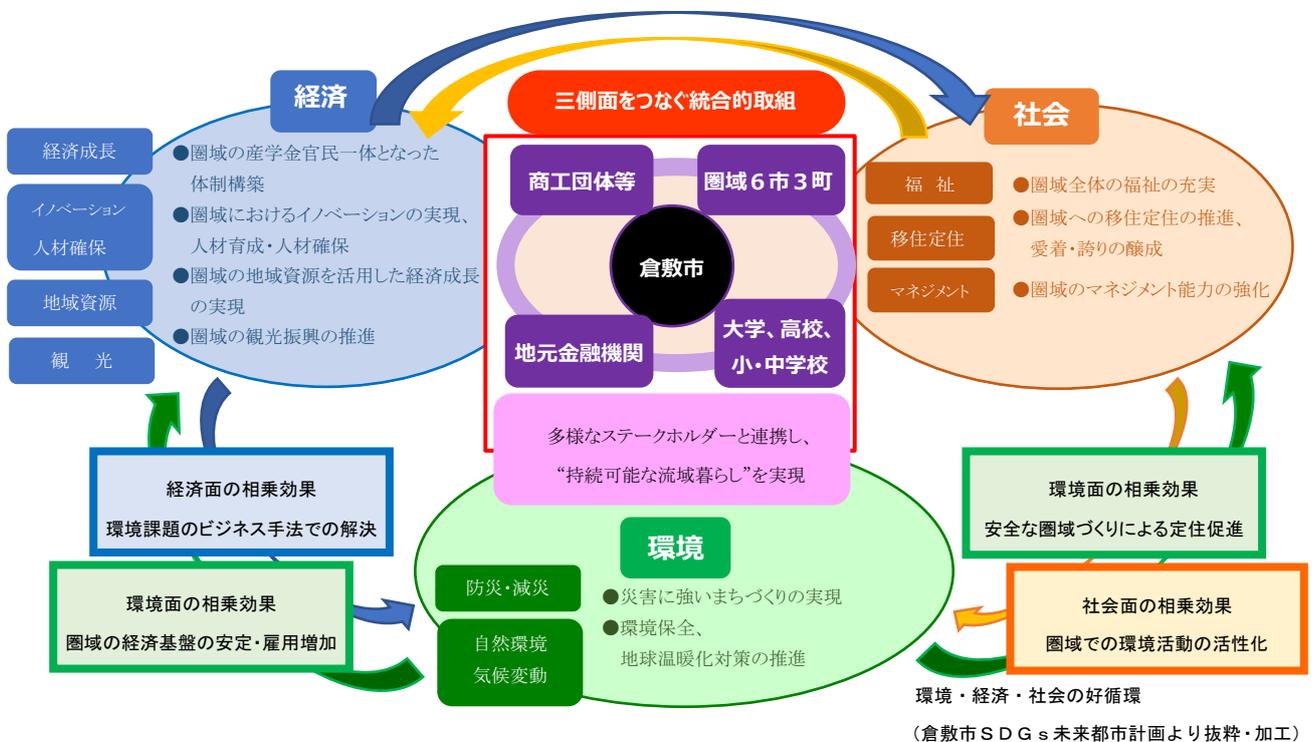
環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
環境マネジメントシステム※を導入し、環境経営に取り組んでいる事業者の割合	53.0%	58.1%	61.5%
倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー※の登録数<総合計画指標>	令和3年度 開始	150件	300件
企業が補助金を受けて行う、環境に配慮した研究・開発、設備投資の件数	2件	5か年計 15件	10か年計 30件

<関連計画>

倉敷市SDGs未来都市計画
高梁川流域圏成長戦略ビジョン
倉敷市農業振興ビジョン

施策3 環境・経済・社会の総合的向上

- 事業者エコアクション21^{*}等の環境マネジメントシステム^{*}に積極的に取り組んでもらい、環境経営を促進します。
- 事業者との環境保全協定^{*}に基づき、施設の新増設を行う際には事前に協議を行い、施設の改善、有害な揮発性有機化合物^{*}の削減など、環境保全対策の徹底を図るよう指導します。
- 災害に強いまちづくり、環境保全・地球温暖化対策を進めることで、社会面での安全な圏域づくりによる定住促進や、経済面での圏域経済を支える人材確保につなげ、結果、環境活動の活性化や環境課題のビジネス手法での解決が期待できるなど、三側面の好循環を生み出す総合的取組を多様なステークホルダー^{*}と連携しながら推進します。



施策4 環境分野の研究・開発、地域資源の活用

- 新たな省エネルギー・再生可能エネルギー^{*}等の環境関連技術や、環境配慮型製品^{*}の研究・開発、環境保全・改善のための設備投資を支援します。
- 下水処理過程で排出される汚泥等の有効利用や廃食油を原料としたバイオディーゼル燃料^{*}の利用拡大など、バイオマスエネルギー^{*}の利用を促進します。
- 高梁川流域圏を、地域資源等を補完し支え合う地域循環共生圏^{*}と捉え、地場製品の消費推進や地場産業を生かした事業の実施など、地域資源を活用した持続的な経済活動を促進します。

<p>政策領域 ・SDGs</p>	<p>緑の保全、緑化の推進</p> 
<p>政策③</p>	<p>まちの緑化を推進し、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります</p>

<現状と課題>

本市には、国立公園に指定された瀬戸内海沿岸部をはじめ、福山山系、大平山・種松山山系、由加山山系など多くの山地や丘陵地における樹林地、里山や農地などの豊かな緑が存在しています。

緑には、生物多様性^{*}の維持、二酸化炭素の吸収、大気の浄化、騒音・振動の緩和などの環境保全機能があります。また、火災の延焼防止帯^{*}、緩衝緑地^{*}など様々な防災機能、さらには休養や遊戯、散策などの余暇活動に対応するレクリエーション機能、都市に潤いと美しさなどをもたらす景観形成機能を有しています。

都市環境を守り、快適で安全・安心な質の高い暮らしを実現するためには、緑の機能を認識し、緑をすべての人々により、守り、育てていくことが必要です。



倉敷みらい公園 (倉敷)



溜川公園 (玉島)

<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
身近な地域の緑の量が多いと感じている人の割合 <総合計画指標>	35.1%	37.1%	38.5%
都市公園 [*] の整備(1人当たりの面積)	8.2 m ² /人	9.0 m ² /人	9.5 m ² /人

<関連計画>

- 倉敷市緑の基本計画
- 倉敷市住生活基本計画

施策5 豊かな緑の保全、緑化の推進

- 土砂崩壊防止、土砂流出防止などの土砂災害防止機能や、洪水防止や水質浄化などの水源かん養機能※を有する丘陵地の森林保全に努めます。 (防)
- ふれあいの森、美しい森などの美化・維持管理や、地元団体等と協力した国立公園の維持管理など、緑の保全を推進します。
- 緑の空間の創出に加え、防災・減災の観点から雨水の保水機能・水循環の再生機能に着目し、公共施設の敷地や屋上、壁面等の緑化を推進します。 (防)
- 住宅や工場、事業所、遊休地等の私有地の緑化促進のため、市民への緑化の啓発や緑化活動への支援を行います。



公園花壇の植栽



真備美しい森

施策6 都市公園等の整備

- 身近な都市公園※等が不足する地域を優先として、適正な配置になるよう街区公園※の整備を進めます。
- 公園施設等の更新や修繕を計画的に行うほか、公園の適正配置や再整備、民間との連携による緑地の設置・管理の検討を進めます。
- 災害発生の初期に一時的な緊急避難場所となる都市公園※では、災害時に役立つ機能を備えた施設の設置など、防災機能の充実に努めます。 (防)

政策領域 ・SDGs	景観づくり   
政策④	瀬戸内海と高梁川の恵みを生かし、伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します

<現状と課題>

瀬戸内の温暖な気候と豊富な水量に恵まれた高梁川に育まれた自然と、伝統ある歴史・文化が織りなす美しい景観は、本市の魅力です。

先人から受け継いだ、本市固有の豊かな自然と優れた歴史的環境を生かした良好な都市景観を、守り、育てるとともに、次世代に受け継いでいくことが重要です。

そして、都市景観の形成においても、将来に環境負荷を残さない持続可能なまちづくりに資するよう、自然環境に配慮しつつ、潤いのある緑豊かで快適な都市づくりを進める必要があります。



<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
倉敷市の景観を良くする取組に関わりたいと思う人の割合<総合計画指標>	44.1%	50.0%	57.0%
倉敷市の景観が良くなったと感じている人の割合<総合計画指標>	35.8%	42.0%	49.0%

<関連計画>

- 倉敷市都市計画マスタープラン
- 倉敷市景観計画
- 倉敷市住生活基本計画

施策7 景観資源等の保全・活用に向けた意識の醸成

- 豊かな山林・農地・水辺資源など、良好な自然環境・自然的景観の維持・保全に努めます。
- 景観資源の保全や文化財の保護とともに、その資源をまちづくりや観光などに活用することで、市民等の意識を醸成し、貴重な景観資源や文化財を次世代へ受け継いでいきます。



町屋の風景（美観地区）



倉敷川（美観地区）

施策8 良好な都市景観の形成

- 倉敷市景観計画に基づく取組（基準・規制等）を広く市民や事業者などに周知し、適切な誘導を行うことで、地域・まちなみ景観との調和を図り、質の高い都市景観づくりを推進します。
- 景観に配慮した公共事業により良質な公共空間を創出し、本市の景観をリードすることで、地域の価値や豊かさが高まるような都市景観づくりに努めます。
- 伝統的建造物群保存地区※などの建物の保存や修理などへの支援を行うことにより、歴史ある町並みや景観の保全に努めます。



旧野崎家住宅（児島）



円通寺（玉島）

基本目標
3

水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち

政策領域 ・SDGs	水環境、大気環境の保全						
政策⑤	★良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます						

<現状と課題>

本市には、市域を二分して瀬戸内海に流れ込む一級河川の高梁川、その高梁川の支流で真備地区を流れる小田川、児島湖に流入する倉敷川など多くの河川があります。また、瀬戸内海の中央部に位置する備讃瀬戸の海域があります。



水島コンビナート

私たちの生活を支える河川や海域の水環境を保全するためには、工場・事業場に対する規制や、公共下水道整備などの生活排水対策※による水質改善策に加え、川や海自体が持つ自然の浄化機能の保全・回復や土壌環境の維持が重要です。

また、大気環境の状況を把握するため、大気測定局※を配置し、大気汚染物質や降下ばいじん※等の常時監視や測定を行っており、多くの大気汚染物質については、環境基準※を達成していますが、微小粒子状物質（PM2.5）※や光化学オキシダント※については、環境基準※を達成していません。

水質や大気などの汚染を防止し、私たちの健康を守るためには、調査の継続や監視体制の強化などを図り、法令などに基づく工場・事業場への指導強化や排出抑制対策等を引き続き推進することが重要です。

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
河川海域のBOD※・COD※・全窒素※・全りん※ 環境基準適合率※	73.7%	84.2%	100%
大気環境基準達成率※<総合計画指標>	84.7%	85.6%	86.4%
汚水処理人口普及率※<総合計画指標>	92.7%	96.3%	97.1%

<関連計画>

倉敷市生活排水対策推進計画、倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン、倉敷市地域公共交通網形成計画

施策9 水質汚濁の防止

- 水環境の状況を把握するために河川、海域などの水質を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、水質汚濁防止法[※]等に基づく立入検査など、工場・事業場に対して排水基準や総量規制基準[※]の遵守を指導します。また、各種イベントや環境学習等において、生活排水対策[※]の啓発活動を実施します。
- 健全な土壌環境を維持するために、土壌汚染対策法[※]などに基づき、汚染土壌の拡散防止措置の指示等による土壌汚染対策を実施します。
- 下水道、合併処理浄化槽[※]などの污水处理施設[※]の整備や既存施設の維持管理などを適切に行い、公共用水域における良好な水環境を継続的に実現します。



工場排水の採水



大気環境測定車

施策10 大気汚染の防止

- 大気環境の状況を把握するため、市内の大気測定局[※]で、大気汚染物質の常時監視及び測定を行います。
- 大気環境を監視し、市民にわかりやすく情報提供を行うとともに、工場・事業場に対して、大気汚染物質の排出基準や総量規制基準[※]の遵守、施設改善、揮発性有機化合物[※]の削減対策などを指導します。また、アスベスト[※]飛散防止対策や自動車公害対策等を進めます。
- P R T R制度[※]に基づき、化学物質を製造・使用する事業者に対し、適正な届出を指導することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するとともに、化学物質の排出量等の情報を提供します。 < 施策9「水質汚濁の防止」共通 >

政策領域 ・SDGs	生活環境の確保						
	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	6 安全な水とトイレを世界中に	11 住み続けられるまちづくりを	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
政策⑥	快適な生活環境の確保に努めます						

<現状と課題>

私たちは日常生活、工場・事業場や自動車・鉄道等に起因する様々な‘音’‘におい’を感じながら生活をしています。また、快適な生活を営むために、‘ごみのない清潔できれいなまち’を保てるよう心掛けています。

しかし、私たちの生活環境を損なうものとして、工場・事業場、建設作業、交通機関等に起因する騒音・振動・悪臭といった感覚公害*があり、人によって感じ方にばらつきがある難しい環境問題となっています。また、ごみのポイ捨てや不法投棄*などにより、地域の環境美化が損なわれています。

このような問題を改善し、快適な生活環境にするためには、騒音・振動・悪臭の発生源への対策が必要であり、また、環境美化行動の実施を広く呼び掛けることが必要です。

さらに、日々の暮らしを快適なものとするためには、安全でおいしい水を安定的に供給することが欠かせません。そのためには、水道施設の計画的な更新や耐震化が必要です。



不法投棄されたごみ

<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
清掃活動に参加している人の割合 <総合計画指標>	65.5%	72.0%	75.0%
水道水を飲料水として直接飲んでいる人の割合 (直接飲用率) <総合計画指標>	96.9%	97.5%	98.0%

<関連計画>

くらしき水道ビジョンー2019ー

施策1 1 騒音・振動・悪臭の規制、環境美化の推進

- 騒音・振動・悪臭の相談が寄せられた工場・事業場等へ立入等を行うとともに、防音・防振・防臭対策について、発生源への指導・依頼等を行います。また、環境騒音※の状況を把握することにより、その改善に努めます。
- 全市一斉ごみ0（ゼロ）キャンペーンなど、市民や団体、事業者による自主的な地域の環境美化活動を支援します。
- 不法投棄監視員による巡回・監視活動を強化し、不法投棄※の未然防止や早期発見に努めます。



鉄道騒音測定



清掃活動

施策1 2 安全でおいしい水の安定供給

- 健全な水環境を守るため、啓発活動を進めるとともに、水道利用者の求めるニーズを的確に捉え、水道事業サービスの向上を図ります。
- 水道施設などの効率化や耐震化を含めた整備を進めるとともに、広域での連携強化も含めて多発する自然災害への対応を強化し、災害時の水道被害を最小限に食い止めることをめざします。 **防**



西原加圧ポンプ場（尾原地内）



基本目標
4

リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち

<p>政策領域 ・SDGs</p>	<p>廃棄物の発生抑制・再使用</p> 
<p>政策⑦</p>	<p>廃棄物の発生抑制・再使用を進めます</p>

<現状と課題>

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄物型社会を形成し、地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題など、様々な環境問題を引き起こす要因となっています。



砂浜に打ち上げられたプラスチックごみ

こうした状況を踏まえ、資源の消費を抑制し、環境負荷の低減を図る循環型社会^{*}の形成に向けて、廃棄物の発生の抑制（Reduce：リデュース）、積極的な再使用（Reuse：リユース）、再使用が不可能なものは再生利用（Recycle：リサイクル）、いわゆる3R^{*}の取組を進めています。

今後、この取組をさらに進めるため、環境負荷の少ないリデュース（発生抑制）とリユース（再使用）の2Rを優先し、一人ひとりの意識・行動を変えていくことが必要となっています。

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
1人1日当たりの家庭ごみ排出量 <総合計画指標>	509 ㍻	469 ㍻	440 ㍻
事業ごみ（一般廃棄物）の年間排出量 <総合計画指標>	70,849 t	66,817 t	62,814 t

<関連計画>

倉敷市一般廃棄物処理基本計画
倉敷市食育推進計画

施策13 廃棄物の発生抑制

- 市民・事業者・行政のそれぞれが相互に連携・協働し、循環型社会※の形成のため食品ロス※削減の推進など“できるだけごみにしない”という、廃棄物の発生自体を抑制するリデュースを進めていきます。
- 生ごみの水切りの啓発や家庭向けの生ごみ処理容器の購入補助など、廃棄物の減量化を進めます。
- 内陸部から河川を通じて流入する「海ごみ」の発生抑制のため、普及啓発を行います。



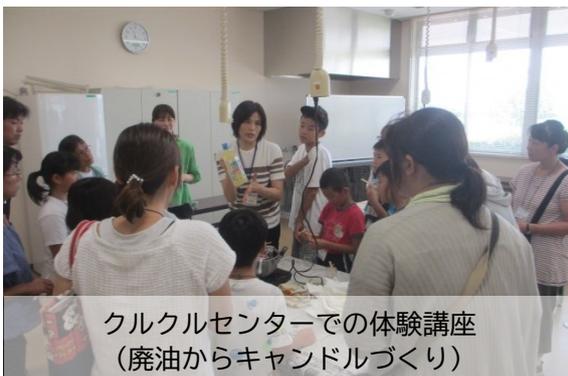
マイバッグ店頭啓発



生ごみ処理容器

施策14 廃棄物の再使用促進

- リサイクル推進センター（クルクルセンター）の体験講座などを通じて、生活の中で不要になったものを捨てる前に「まだ使えないか」「他の利用方法がないか」の再考を促進するなど、再使用につなげる取組を推進します。
- リサイクル推進センターを拠点とした、木製品・衣類・書籍、エコバッグ等のリユース事業などを通じて、再使用の推進に努めます。



クルクルセンターでの体験講座
(廃油からキャンドルづくり)



クルクルセンターでの木造製品
(再使用) 展示抽選販売

政策領域 ・SDGs	廃棄物の再生利用						
	4 質の高い教育を みんなに	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
政策⑧	廃棄物の適正な分別・リサイクルを進めます						

<現状と課題>

廃棄物の中には適正な処理を行わないと地球環境に多大な負荷を与えるおそれがあるものがあり、ペットボトルや小型家電※などは、法律によりリサイクル（再生利用）が努力義務とされています。

本市のごみ処理においては、資源ごみとして回収したごみの資源化を図るとともに、地域の団体等においては、自主的に資源回収が進められています。

環境負荷を抑え、効率的・効果的なリサイクル（再生利用）を進めるためには、ごみ出し時の適正な分別のさらなる推進が求められるとともに、廃棄物を「資源」として捉え、効率的に資源循環を促進する廃棄物処理施設を整備するなどハード面の取組が必要になります。

また、排出事業者への適正な処理方法の周知徹底や、廃棄物の不適正処理の防止を図ることが重要です。



資源ごみ

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
リサイクル率※<総合計画指標>	11.4% (46.0%) ^注	22.3%	25.3%
最終処分率※	1.8%	1%台以下を 維持	1%台以下を 維持

(注) () 内の数値は資源循環型施設分を含むリサイクル率(参考値)。施設は令和6年度末で事業終了。

<関連計画>

倉敷市一般廃棄物処理基本計画

施策15 廃棄物の適正な分別・リサイクルの推進

- 燃やせるごみや資源ごみ等、ごみの分別徹底を図るとともに、回収したペットボトル等の資源ごみについては再商品化事業者へ引き渡すなど、リサイクルを推進します。
- 新たに、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設等を整備し、安定的かつ適切な廃棄物処理を行うとともに、エネルギーの回収や資源循環の促進を図ります。



再商品化されるペットボトル



施策16 廃棄物の適正処理

- 排出事業者に対し、訪問指導等で、徹底した廃棄物の減量化・資源化を促すとともに、処理事業者に対し、現地調査や搬入物検査[※]等で、適正処理に向けた指導・監督を行うなど、適正処理を推進します。
- 広報紙や事業者向けパンフレット等で廃棄物適正処理の協力を呼び掛け、市民や事業者の意識の向上を図ります。
- 産業廃棄物の処分に当たっては、電子マニフェスト（産業廃棄物管理票）[※]システムの利用を推進することで不適正処理の防止を図ります。



清掃工場での搬入物検査

基本目標
5

脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち

<p>政策領域 ・SDGs</p>	<p>温室効果ガスの削減</p> 
<p>政策⑨</p>	<p>☆温室効果ガス排出量の削減に努めます</p>

<現状と課題>

近年、経済活動や家庭から二酸化炭素等の温室効果ガスが大量に排出され、地球温暖化は今後もますます進行するとされており、わが国でも2015年にCOP21※で合意した「パリ協定※」のもと、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラル※の実現をめざし、温室効果ガス削減の対策が進められています。

本市は、水島コンビナートを有し、エネルギー多消費型の産業が多く立地しているため、全国的にみても温室効果ガス排出量が多いという特性があります。事業者の自主的な取組や、住宅・公共施設への省エネルギー機器・設備の導入などにより、温室効果ガス排出量は年々減少していますが、今後も引き続き削減に向けて取り組まなければなりません。

脱炭素社会※の実現に向けては、市民・事業者・行政等の各主体が、省エネルギーの徹底、再生可能エネルギー※導入の推進、温室効果ガスの排出が少ないエネルギーへのシフトや環境にやさしい事業活動・ライフスタイルへの転換などの緩和策（温室効果ガスの排出削減対策）に取り組む必要があります。

<環境指標と「めざそう値」（目標値）>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
市全体から排出される温室効果ガスの削減割合 <総合計画指標> (H25年度 34,519千t-CO ₂ 比)	5.0%削減 (H29)	8.3%削減 (※)	11.6%削減 (※)
産業部門での年間温室効果ガス排出量	26,401千t-CO ₂ (H29)	26,208千t-CO ₂ (※)	26,043千t-CO ₂ (※)
世帯当たりの年間温室効果ガス排出量 <総合計画指標>	5,037kg-CO ₂ (H29)	4,300kg-CO ₂ (※)	3,800kg-CO ₂ (※)
太陽光発電システムの導入件数(10kW未満) <総合計画指標>	18,642件	25,000件	30,000件

(注) 現状値欄に(H29)がある数値については、令和元年の数値が未公表のため、最新の数値(平成29年度)を掲載しています。また、上記(※)があるめざそう値については、今後、国と県の動向を見ながら、再設定します。

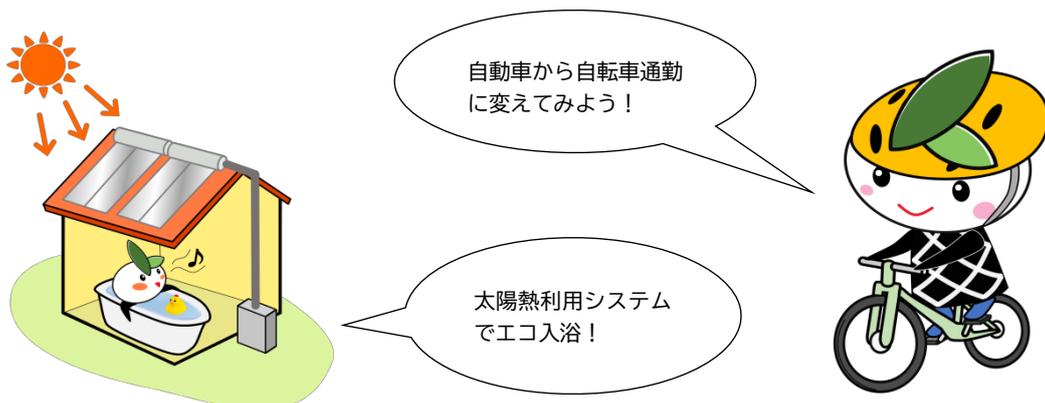
<関連計画>

倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)
倉敷市立地適正化計画、倉敷市地域公共交通網形成計画

<p>施策17</p>	<p>事業者・公共施設への省エネルギー、再生可能エネルギー設備の導入</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者や公共施設への省エネルギー機器・設備や、太陽光発電システムをはじめとした再生可能エネルギー※設備の導入を進め、市全体の温室効果ガス排出量の削減に努めます。 ■ 住宅やオフィスビル等について、ZEH※(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB※(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の導入などによる建物のエネルギー収支ゼロ化を推進します。 ■ 環境負荷の低減や省力化のため、流通事業者が進める輸送網の集約や輸配送の共同化に資する施設や設備の整備に対し、助成制度による支援を行います。 ■ 市のごみ処理施設等で自家発電した電力を市の他施設で消費できる仕組みを構築し、電力の地産地消を推進します。 	

<p>施策18</p>	<p>環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルへの転換</p>
<ul style="list-style-type: none"> ■ 医療・福祉施設、商業施設や住居等が、利便性の高い公共交通沿線にまとまって立地し、これらの生活利便施設等に公共交通でアクセスできるなど、コンパクトなまちづくりを推進し、自動車利用の低減やエネルギーの効率的な利用等に繋がります。 ■ 電気自動車やプラグインハイブリッド自動車※など、環境性能に優れた自動車の普及を推進します。 ■ 省エネルギー・再生可能エネルギー※設備が導入されるよう、助成制度を実施するとともに、普及啓発等を行います。 ■ 市民に対し、グリーンくらしエコアクション※の実践など、環境に配慮したライフスタイルの普及啓発を行います。 	

(注) 「グリーンくらしエコアクション」については、資料編の「資料15、16」を参照。



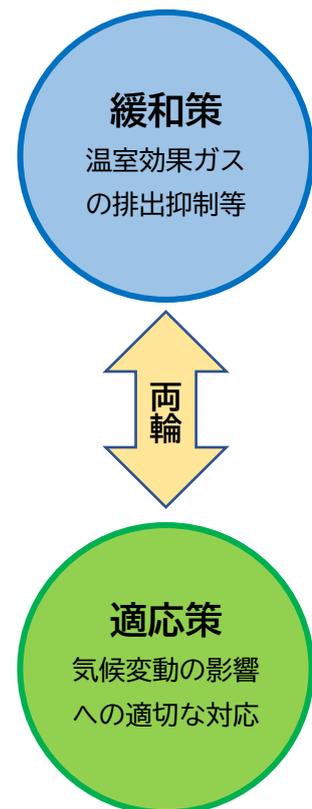
政策領域 ・SDGs	適応策の実施					
	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	11 住み続けられるまちづくりを	13 気候変動に具体的な対策を
政策⑩	☆地域特性に応じた適応策を実施します					

<現状と課題>

現在、地球温暖化の進行に伴い、大雨の頻度の増加や動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの影響が現れており、猛暑や豪雨のリスクは今後さらに高まることが予測されています。

地球温暖化その他の気候変動に対処し、市民の生命・財産を将来にわたって守り、経済・社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの排出を抑える「緩和策」に全力で取り組むことはもちろんのこと、現在生じており、また将来予測される被害の回避・軽減を図る「適応策」に、多様な関係者の連携・協働のもと、一丸となって取り組むことが重要です。

行政は、地域に応じた気候変動適応に関する施策や具体的な取組事例等に関する情報の提供等を通じて、市民、事業者等の多様な関係者の適応策に対する理解を醸成し、それぞれの主体による気候変動適応の促進を図らなければなりません。また、市民、事業者等と行政が協働し、地域における適応策を効果的に推進するよう努める必要があります。



<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
熱中症搬送患者数	317人	300人以下を維持	300人以下を維持
自主防災組織カバー率* <総合計画指標>	73.3%	90%	100%

<関連計画>

- 倉敷市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
- 倉敷市災害廃棄物処理計画
- 倉敷市地域防災計画、倉敷市水防計画、倉敷市国土強靱化地域計画
- 倉敷市立地適正化計画、倉敷市都市計画マスタープラン
- 倉敷市下水道事業経営戦略ビジョン、倉敷市雨水管理総合計画
- 倉敷市観光振興プログラム

施策19	市民生活・事業活動等への影響に対する適応策
<ul style="list-style-type: none"> ■ 気候変動によって既に起こっている影響や今後起こり得る影響に対処するため、情報を収集・整理し、地域特性に応じた適応策を計画的に実施します。 ■ 熱中症予防のため、市民への普及啓発を進めます。 ■ 感染症対策のため、下水道施設を整備することにより、病原体を媒介する蚊等の発生を抑制します。 ■ 災害時の電源利用として、電気自動車等と住宅等の中で相互に電力供給するために活用する充放電設備（V2H）[*]や外部給電器[*]等の設置を促進します。 ■ 生物多様性[*]の保全を図るため、生物分布の経年変化を把握し、調査結果を公表するなど、自然環境への意識や理解の醸成を図ります。 	

施策20	頻発化・激甚化が懸念される災害への適応策 (防)
<ul style="list-style-type: none"> ■ 下水道施設の整備、雨水利用の促進等に取り組みます。 ■ 市道整備時に、歩道の舗装を透水性舗装[*]とすることで、降った雨を直接河川や水路に流さずに地下に浸透させ雨水の流出を抑制します。 ■ 田んぼダム[*]の導入、ため池ハザードマップ[*]の整備、農業用ため池の改修等に取り組み、大雨などに対する防災・減災を図ります。 ■ 立地適正化計画に基づき、土砂災害や水害などの災害リスクの低い場所へ、居住と都市機能の誘導を図ります。 ■ 大規模災害マニュアルや土砂災害マニュアルを作成し、局地的な集中豪雨等による水害や土砂災害に対応します。 ■ ハザードマップやタイムライン[*]を作成し、「自助・共助・公助[*]」の防災理念のもと、防災訓練や防災教育などを通じて、市民のさらなる防災・減災意識や知識の向上を図ります。 ■ 平成30年7月豪雨災害の経験や課題を踏まえ、災害廃棄物処理計画の改定や官民共通の初動マニュアルを作成します。 ■ 自然災害から事業者が従業員・資産を守り、業務の早期復旧体制を作るためのBCP（事業継続計画）[*]の策定を促進します。 ■ 災害発生時の情報収集拠点となる倉敷館などの観光施設に停電時でも利用できる無線公衆LANを整備し、観光客の安心・安全の確保を図ります。 	

政策領域
・SDGs

環境意識の向上



政策①

★環境意識を持ち行動できる人を育てます

<現状と課題>

持続可能な社会をつくるために、私たちは地球温暖化や自然破壊など多岐にわたる地球規模での環境問題に適切に対応し、豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいかなければなりません。

本市では、市民に環境問題に対して正しい知識を持っていただくために、講演会や出前講座をはじめ、公民館、環境学習センター、クルクルセンターや自然史博物館などの環境関連施設で講座、体験会や自然観察会などを実施し、市民意識啓発・知識習得のための環境教育・環境学習を行ってきました。

豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくためには、「人づくり」が重要であり、環境学習・環境活動の場や機会の推進、次世代を担う子どもたちへの環境教育の充実をさらに進めるとともに、私たち一人ひとりが環境問題に対して正しい知識を持ち、日常生活や事業活動など身近なところから環境への負荷の少ない行動を実践していく必要があります。



環境学習センター



<環境指標と「めざそう値」(目標値)>

環境指標	現状値 (R元)	5年後めざそう値 (R7)	10年後めざそう値 (R12)
環境学習満足度<総合計画指標>	88.9%	90.5%	92.0%
環境教育・環境学習講座受講者数	13,380人	14,500人	15,500人

<関連計画>

倉敷市教育振興基本計画

施策2 1 市民への環境学習の推進

- 環境学習の拠点である環境学習センターにおいて、講座や体験学習、施設見学などの充実を図り、市民の環境意識の向上、日々の実践を促進します。
- 市民意識啓発・知識習得のため、子どもから大人まで多くの市民が身近なところで、環境学習・体験の場や機会が得られるよう、環境関連の出前講座や施設見学、自然観察会や環境イベント等の充実を図ります。
- ホームページや広報紙のほか、SNSを活用し、環境に関する情報発信を行います。
- 地域やNPO等の団体と連携・協働し、環境学習や体験活動を進めます。



エコライブラリー（環境学習センター内）



リサイクルフェア

施策2 2 次世代を担う子どもたちへの環境教育の推進

- 市民・団体・事業者・行政などが相互に連携を図りながら、家庭・学校・地域など多様な場で、環境学習プログラムづくりや山・川・海の自然環境を生かした体験型学習プログラムづくりなど、子どもたちへの環境教育の充実を図ります。
- 自らの学びを支援するため、計画的に施設や設備を充実させるとともに、より魅力的な事業を実施するよう努めます。



学校での環境教育



体験型学習（水辺の教室）

第4章

市民・事業者に求められる取組

● 「自然環境の保全」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 休日は、山や川などに出かけ、自然に親しむようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動に伴う地域の自然環境への負荷を最小限に抑えましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外来生物や他の地域に生息する動植物を放したり植えたりするのはやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為を行うときは、優れた自然環境や野生の動植物の生息・生育環境の保全に努めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 里山などの身近な自然を守る活動に参加・協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で行われている自然保護活動に、参加・協力しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 購入した動植物は責任を持って最後まで飼育・栽培し、自然に放すことはやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全基金などの環境保全等に関する基金や募金などへの支援を行いましょ。

● 「環境・経済・社会の調和」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境ラベルについての知識を高め、環境負荷の少ない商品を選ぶなど、環境に配慮した消費活動を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ性能の高い製品や技術の開発に努め、環境に関する製品などの情報を積極的に公表しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 電化製品などを購入する際は、省エネルギー性能の高い製品を選びましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001[※]、エコアクション21[※]などの環境マネジメントシステム[※]に取り組みましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食材などを購入する際は、地元で採れたものを選ぶなど、地産地消を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ グリーン購入[※]などに心掛けましょう。

基本目標

2

潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち

● 「緑の保全、緑化の推進」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ ガーデニング、鉢植えや庭木の植栽などの身近な緑化に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内や事業所周辺の緑化に努めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 身近な公園や緑地に足を運び、緑にふれあう機会を増やしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所施設のベランダ、壁面、屋上の緑化に努めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化イベントや自然観察会などに参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化基金などの緑化に関する基金や募金などへの支援を行いましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 不要になった樹木をむやみに伐採せず、移植や必要な人に譲るなど、緑のリサイクルに心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発行為などを行う場合は、木の伐採などは極力控え、今ある自然を最大限に生かしましょう。

● 「景観づくり」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の風土や周辺の自然環境などを損なわないように配慮して新築や増改築をしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の町並みや周辺の自然環境のほか、眺望などを損なわないよう景観に配慮して築造や建築を行いましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に努めましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域固有の歴史や文化などを継承する貴重な景観資源の保全に、協力・支援しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の風土や周辺の自然環境に調和した素材・材料の活用に配慮しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の風土や周辺の自然環境に調和した意匠や素材・材料の活用に配慮しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の祭りや郷土芸能などに参加し、歴史文化を継承しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の景観形成や施設の維持管理など、住民のまちづくり活動に協力・支援しましょう。

● 「水環境、大気環境の保全」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 陸のごみが川や海に流れ込み、水を汚す結果となることを意識し、ごみを持ち帰るなどの行動につなげましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、定期的に排水の水質検査を実施して、水質の把握をしましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 家庭から排出される生活雑排水（台所や風呂場からの排水）が、河川や水路の汚濁の原因の一つになっていることを認識し、ごみや廃油などを流さないようにしましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の土壌面の確保や透水性舗装※を行うなど、雨水の地下浸透に配慮しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留槽※を設置し、庭への散水や庭木への水やりを使用するなど、雨水を有効利用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事中は、土砂や濁水が河川等に流出しないようにしましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 自動車などを駐車、停車するときは、不要なアイドリングをやめましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適正処理を行いましょ。
<ul style="list-style-type: none"> 近距離の移動は、自転車や徒歩での移動を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 物流の合理化や自動車交通量の抑制に努め、輸送効率を向上させましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 自動車の使用を控え、公共交通機関の利用を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 通勤時に電車・バスなどの公共交通機関や、自転車利用を奨励するなど、マイカー通勤の見直しを推進しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 環境性能に優れた自動車の購入や、エコドライブ※を行いましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境性能に優れた自動車の導入や、エコドライブ※に取り組みましょ。

● 「生活環境の確保」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> テレビやピアノ、ペットの鳴き声などの近隣騒音に配慮し、お互いに迷惑を掛けないように心掛けましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> 低騒音・低振動型の機器の導入や工法の採用によって、騒音・振動を低減ましょ。
<ul style="list-style-type: none"> 空き缶やタバコの吸殻など、ごみのポイ捨てはやめましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> 悪臭の発生源を把握し、適切な施設管理を行い、発生防止に努めましょ。
<ul style="list-style-type: none"> 自宅の周りや地域の、美化・清掃活動に参加ましょ。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所内はもとより、周辺の美化・清掃にも努めましょ。

基本目標
4

リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち

● 「廃棄物の発生抑制・再使用」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 不要なものは買わない、買いすぎない、購入する場合でも、耐久性に優れた商品を選びましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 繰り返し使用できる商品及び耐久性に優れた商品や再生品等の製造、販売に努めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 過剰包装の品物を選ばないなど、包装類によるごみの発生を抑制しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 容器包装の簡素化に取り組みましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 使わなくなった衣類などはリフォームにより再利用するなど長く使用しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 使い捨て品（例：紙コップ、割り箸、使い捨て弁当容器等）を繰り返し使えるものに替えましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 食材の使い切りや食べきりなどにより、食品ロス[*]を削減しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィスで使用する消耗品などは、再生品やリターナブル製品[*]などの環境に配慮した商品の使用を心掛けましょう。
<ul style="list-style-type: none"> マイバッグ・マイ箸・マイカップを持参しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 製造過程で発生する廃棄物の抑制、再使用に取り組みましょう。

● 「廃棄物の再生利用」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> ごみは分別方法や収集日などのルールを守り、適正に分別して出しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の減量化・分別を徹底しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 小売店等（リサイクル協力店）が行う、ペットボトルやトレイなどの店頭回収に積極的に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 販売店において、ペットボトル等のリサイクル協力店として店頭回収事業に協力しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ビールびんなどのリターナブルびん[*]は、販売店へ返却しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> マニフェスト[*]等を活用し、廃棄物の適正な処理・処分を行いましょう。
<ul style="list-style-type: none"> P T A や子ども会が実施している、再生資源物の集団回収に協力しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 分解や解体がしやすく、リサイクルが容易な商品の製造や販売に努めましょう。

● 「温室効果ガスの削減」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化問題に関心を持ち、イベントや環境学習の場へ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 高効率な設備・機器・プロセスの積極的な導入を進めましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関や徒歩・自転車によるエコ移動を心掛けましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> モーダルシフト※(輸送・交通手段の転換)や環境性能に優れた自動車の導入に取り組みましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムや太陽熱温水器等の導入に取り組みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光エネルギーやバイオマスエネルギー※などの再生可能エネルギー※の積極的な導入を行いましょう。
<ul style="list-style-type: none"> グリーンくらしきエコアクション※の実践など、脱炭素型ライフスタイルに取り組みましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> グリーンくらしきエコアクション※に取り組みましょう。

(注) 「グリーンくらしきエコアクション」については、資料編の「資料15、16」を参照。

● 「適応策の実施」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 「気候変動の影響への適応」について、学び、行動しましょう。(熱中症予防対策、蚊媒介感染予防対策など) 	<ul style="list-style-type: none"> 環境省が作成した「気候変動適応ガイド」などを参考に、気候リスクに備えましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 自分の住む地域の防災ハザードマップを確認し、災害の発生が予見される場合に、迅速で適切な対応を行えるよう、家族や地域のみなさんと話し合っておきましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所のある地域の防災ハザードマップを確認し、災害の発生が予見される場合に、迅速で適切な対応を行えるようにしておきましょう。

共通目標

5つの基本目標を達成するための「人づくり」

● 「環境意識の向上」のために

市民に求められる取組	事業者求められる取組
<ul style="list-style-type: none"> 私たちの日常生活と環境問題との関わりについて、家族や友人などと話し合う機会を持ちましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 従業員向けの環境保全に関する研修会などを実施しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> 市や民間団体（NPOなど）などが開催する環境学習会や環境保全活動などへ積極的に参加しましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> 市や民間団体（NPOなど）などが開催する環境学習会などへ参加・協力しましょう。
<ul style="list-style-type: none"> ニュースや新聞記事などで、環境問題に関する情報を調べましょう。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや施設見学などを通じて、自社の環境配慮に関する情報を広く公表しましょう。

地区別の重点取組

【玉島・船穂・真備】

取組の方向性【自然環境・水環境の保全】

<現状と課題>

玉島・船穂・真備地区は、北部を取り巻く山林などの豊かな自然環境、南部に広がる美しい瀬戸内海や沙美海岸、地区を流れる高梁川、小田川、溜川などの豊かな水環境を有しています。真備を中心に起こった豪雨災害の復興に伴い、自然環境や水環境の保全が必要とされています。

<市民が意識して取り組む行動>

- ・ 自然を守るため、川や海にごみを捨てないで、持ち帰りましょう。

<事業者求められる取組>

- ・ 開発行為を行うときは、自然環境の保全に努めましょう。また、定期的に排水の水質検査を実施し、水質の把握・公表を行いましょ

各地区にお住まいの方、通勤・通学されている方に特に力を入れてほしい取組



【倉敷・庄・茶屋町】

取組の方向性【廃棄物の発生抑制・再利用の徹底】

<現状と課題>

倉敷地区は、市内8地区の中で最も人口が多く、美観地区をはじめ県内屈指の観光地です。また、庄・茶屋町地区は、ベッドタウンとして、人口が増加しています。この3地区は、家庭ごみ、事業ごみの排出も多いため、一人ひとりが少量でもごみの減量を実施することで、地域全体では大きな削減につながります。

<市民が意識して取り組む行動>

- ・ 不要なものは買わない、買い過ぎないようにしましょう。また、食材の使い切りや食べきりなどにより食品ロス*を削減しましょう。

<事業者求められる取組>

- ・ 製造過程で発生する廃棄物の抑制・再利用に取り組ましょ

【水島】

取組の方向性【大気環境の保全】

<現状と課題>

水島地区の臨海部には、水島臨海工業地帯が広がっており、一時の深刻な大気汚染は格段に改善されたものの、周辺地域のさらなる環境改善・保全に向けた取組が求められます。

<市民が意識して取り組む行動>

- ・ 自動車の不要なアイドリングをやめ、近距離移動のときには、自転車や徒歩で移動するようにしましょう。

<事業者求められる取組>

- ・ 大気汚染に関する規制・基準を遵守するとともに、原因となる物質の排出抑制や適性処理を行いましょ

【全地区共通】

取組の方向性【環境意識の向上、温室効果ガスの削減】

<市民が意識して取り組む行動>

- ・ 環境意識を持ち行動しましょう。
- ・ 温室効果ガス排出量削減のため、環境にやさしい脱炭素型ライフスタイルに変えましょ

<事業者求められる取組>

- ・ 従業員向けの環境保全研修会の開催や市や民間団体が開催する学習会等に参加・協力しましょ
- ・ 再生可能エネルギー*の積極的な導入を行いましょ

【児島】

取組の方向性【景観づくり、環境美化の推進】

<現状と課題>

児島地区は、瀬戸内海国立公園に指定されている場所を有しています。下津井など歴史的な町並みや瀬戸大橋など多様な景観資源を有し、これからも、これらのすばらしい景観や自然を維持し、次世代につなげていく必要があります。

<市民が意識して取り組む行動>

- ・ 自宅周りの美化に努めるとともに、地域の清掃活動に参加しましょ

<事業者求められる取組>

- ・ 事業所内はもとより、周辺の美化清掃活動に努めましょ

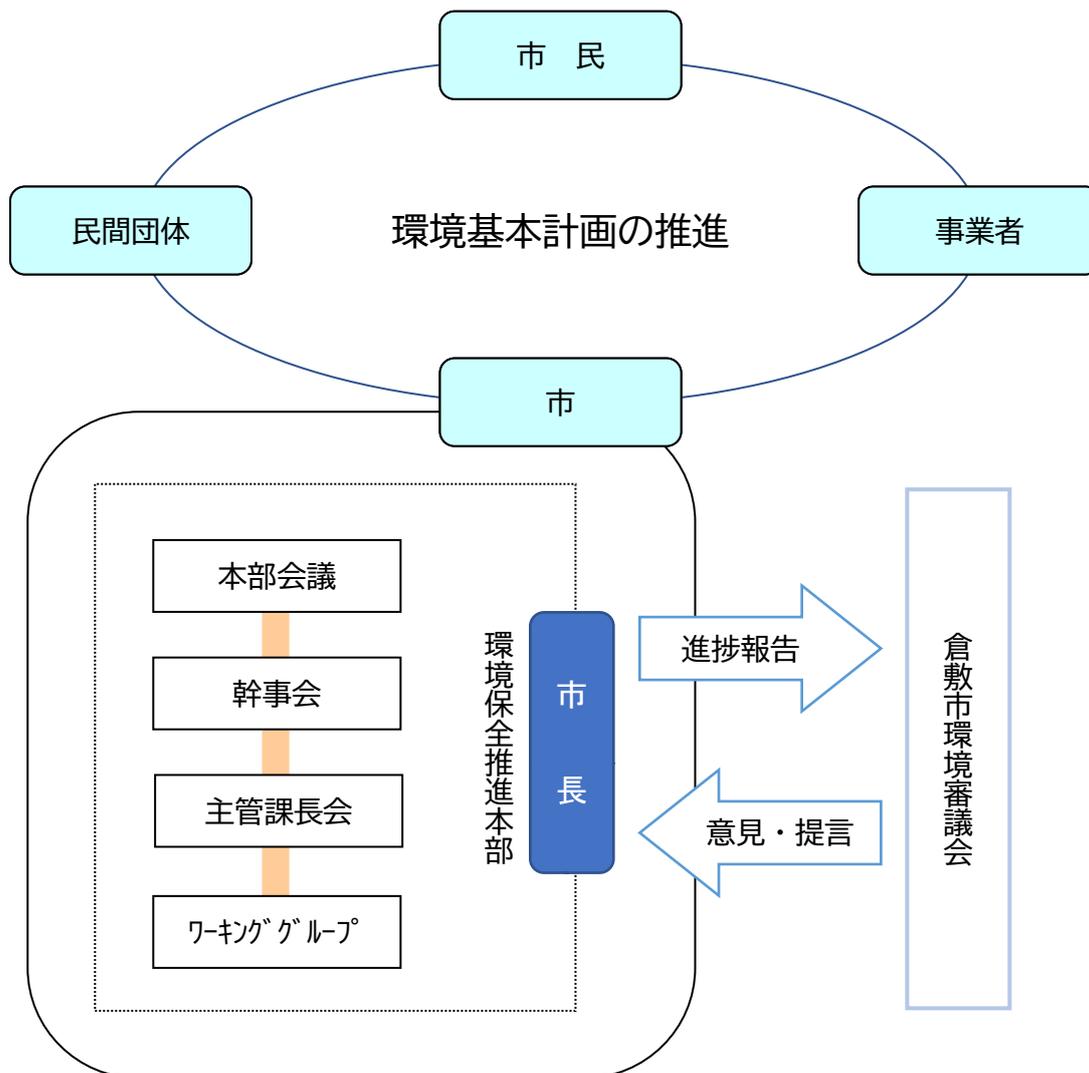
第5章

計画の推進

1 計画の推進体制

めざす環境イメージ「自然と人が共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、本計画の実効性を確保し、効果的な推進を行う必要があります。

そのため、「倉敷市環境基本計画」の基本理念にのっとり、市民、事業者、民間団体、行政などの各主体が、環境の保全、回復及び創造に関する共通の認識のもと連携しながら、自主的かつ積極的に環境の保全等を推進します。



(1) 倉敷市環境保全推進本部

環境保全に係る施策を総合的かつ強力に推進するため、市長を本部長とし、副市長、教育長及び各局の長等で構成する「倉敷市環境保全推進本部」を設置し、環境基本計画に基づく施策の円滑な推進や進捗状況の把握など、環境の保全等に関する施策や事業の総合調整を行います。

本部会議の下には、部長級で組織する幹事会、課長級で組織する主管課長会などを設置し、施策や事業の計画的かつ効率的な推進を行います。

(2) 倉敷市環境審議会

「倉敷市環境審議会条例」に基づき、環境の保全に関する基本的事項など、次に掲げる項について調査審議するために、市長の諮問機関として、学識経験者及び関係団体の代表者、公募市民などで組織する「倉敷市環境審議会」を設置しています。

環境基本計画の策定及び見直しについて、市長の諮問に応じて審議し答申を行うとともに、計画の進捗状況などに対して意見・提言を行います。

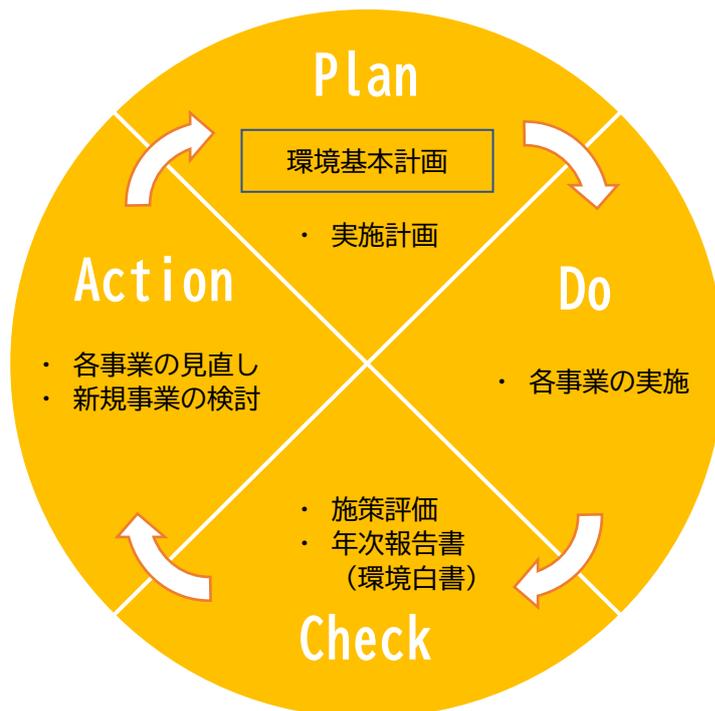
【調査審議事項】

- ・ 環境の保全に関する基本的事項
- ・ 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- ・ 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- ・ その他、環境の保全上必要と認める事項

2 計画の進行管理

この計画（Plan）を効果的に推進し、めざす環境イメージ「自然と人が共生し 次代へつなぐ 健全で恵み豊かな環境」を実現するためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえ計画の改善（Action）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「倉敷市環境審議会」が、毎年度の進捗状況などに対して意見・提言を行い、市においては、その結果を公表するとともに、適時、事業の見直しなどを行っていきます。



資料編

- 1 計画策定の基本的な考え方
- 2 計画の策定体制
- 3 計画策定の経緯
- 4 倉敷市環境審議会
- 5 SDGsと本計画との関連
- 6 市民、事業者アンケート調査結果
- 7 グリーンくらしエコアクション
- 8 倉敷市環境基本条例
- 9 用語の解説

1 計画策定の基本的な考え方

計画策定にあたっては、倉敷市第七次総合計画と整合性を図り、基本的な方向性は第二次環境基本計画を引き継ぎながらも、時代に即した計画となるよう作成しました。

また、特に施策体系の基本目標については、①「自然環境の保全と環境・経済・社会の調和」、②「緑化の保全・緑化の推進と景観づくり」、③「水・大気環境の保全と生活環境の確保」、④「リデュース・リユース・リサイクルが徹底された循環型社会の形成」、⑤「脱炭素社会に向けた地球温暖化対策の推進」の5つの目標と、それら5つの目標を達成するための共通目標として「人づくり」を掲げました。

さらに、次の2つの視点を新たに加え、策定に取り組みました。

(1) SDGs

「SDGs」は、平成27年（2015年）の国連サミットで採択され、本計画と同じく2030年を目標年とした世界共通の目標です。

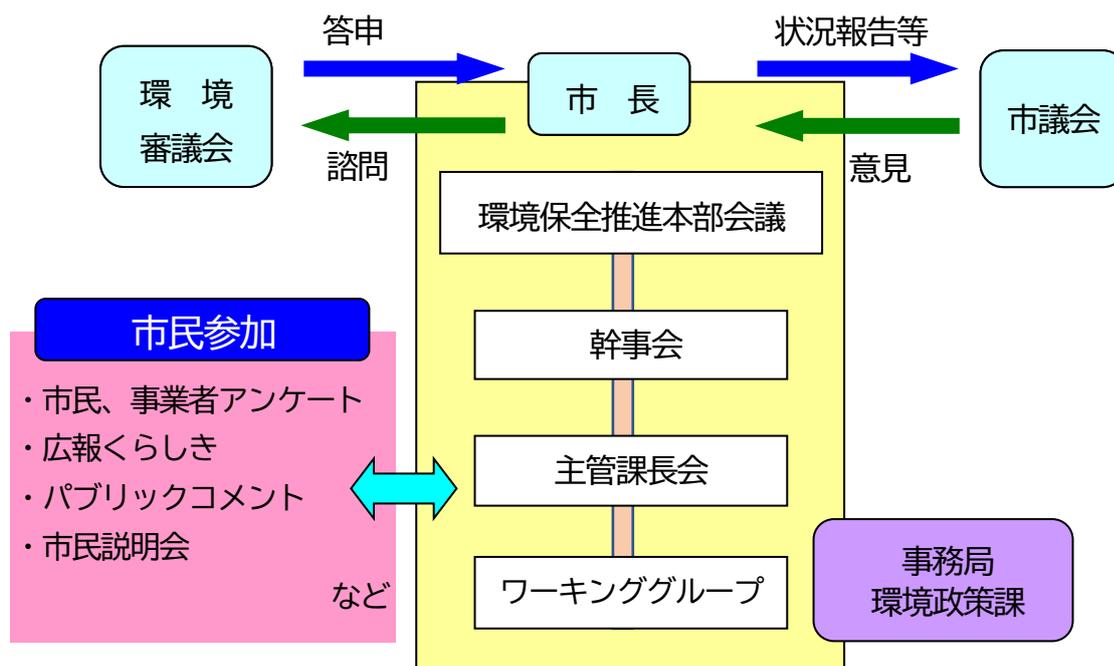
本計画においては、5つの基本目標と1つの共通目標の達成に向け、施策を推進できるようにSDGsを関連付けました。

(2) 防災・減災

平成30年7月に本市が見舞われた豪雨災害を教訓に、環境基本計画に、防災・減災の視点を盛り込みました。

特に、基本目標5「脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち」の施策である、地球温暖化等の気候変動の影響に備える「適応策」に、防災・減災の視点を多く盛り込みました。

2 計画の策定体制



3 計画策定の経緯

		環境審議会	庁内体制（環境保全推進本部）		その他
			本部会議	ワーキンググループ	
令和元年度	5月				
	6月				
	7月	第1回審議会 計画概要説明			
	8月				
	9月				
	10月	第2回審議会 策定方針案審議	策定方針決定 策定体制決定		
	11月	第3回審議会 アンケート内容審議			
	12月			ワーキンググループ 設置	
	1月				基礎調査アンケート実施
	2月				
	3月				
令和2年度	4月				
	5月	「施策体系」「計画 構成」意見照会			
	6月	諮問	施策体系決定 計画構成決定		
	7月				
	8月	第1回審議会 二次計画進捗報告			市民モニターアンケート実施
	9月		素案決定	素案作成	
	10月	第2回審議会 素案審議			パブリックコメント
	11月			原案作成	
	12月	第3回審議会 原案審議			
	1月		原案決定		
	2月	第4回審議会 答申案審議 答申			
	3月				

4 倉敷市環境審議会

倉敷市環境審議会条例（抜粋）

平成11年3月26日

条例第1号

（設置）

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、倉敷市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 環境の保全に関する基本的事項
- （2） 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動その他の公害を防止するための具体的な対策に関する重要な事項
- （3） 自然環境の保全及び回復に関する重要な事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、環境の保全上必要と認める事項

（委員）

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 審議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 市長において特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でも解任することができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

倉敷市環境審議会委員名簿

(50音順)

会長 沖 陽子

副会長 田口 豊郁

氏名	所属団体等
いけだ みつゆき 池田 満之	岡山ユネスコ協会 会長
いとう ゆうき 伊東 裕紀 (～令和3年2月)	倉敷市議会 議員
おおしま しげる 大島 茂	倉敷地区労働者福祉協議会 副議長
おき ようこ 沖 陽子	岡山県立大学 理事長 兼 学長
おさき やすひこ 尾崎 安彦	公募委員
かたおか ひろゆき 片岡 博行	医療法人創和会 重井薬用植物園 園長
かたやま たかみつ 片山 貴光 (令和3年2月～)	倉敷市議会 議員
くすおく ひろのぶ 楠奥 浩庸	岡山県備中県民局環境課 課長
くにえだ みちこ 國枝 美智子	公募委員
じきはら みゆき 直原 美雪	倉敷市環境衛生協議会 常任理事
しのづか けいこ 篠塚 敬子	倉敷の自然をまもる会
しまおか ひろえ 島岡 浩恵	倉敷市立自然史博物館友の会 評議員
たかしま ゆきよし 高嶋 幸慶	倉敷市立自然史博物館 館長
たぐち とよひろ 田口 豊郁	川崎医療福祉大学 医療福祉学部 特任教授
たけうち てる 竹内 照	倉敷商工会議所女性会 副会長
なかた かずよし 中田 和義	岡山大学大学院 環境生命科学研究科 准教授
なかだ みほこ 中田 美保子	倉敷市婦人協議会 (児島婦人協議会)
ましこ としあき 増子 敏昭	ENEOS株式会社 水島製油所 副所長
みやの よしもり 宮野 善盛	倉敷芸術科学大学 生命科学部 名誉教授

令和3年3月現在

倉敷市環境審議会への市長の諮問

環 政 第 7 3 1 号

倉敷市環境審議会

会 長 沖 陽 子 様

倉敷市第三次環境基本計画の策定について（諮問）

このことについて、倉敷市環境基本条例（平成11年倉敷市条例第34号）第8条第4項の規定に基づき、審議会の意見を問います。

令和2年6月25日

倉敷市長 伊 東 香 織

市長に対する倉敷市環境審議会の答申

令和3年2月15日

倉敷市長 伊 東 香 織 様

倉敷市環境審議会

会長 沖 陽 子

倉敷市第三次環境基本計画の策定について（答申）

令和2年6月25日付け環政第731号で諮問されたこのことについて、当審議会で審議を重ねた結果、次の意見を添え、別添のとおり答申します。

記

- 1 SDGsの目標達成に資するよう計画を推進してください。
- 2 2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けて、倉敷市も率先して取り組んでください。
- 3 行政・市民・事業者による協働のもと、環境の保全、回復及び創造に向けた取組を進めてください。
- 4 環境指標などを活用して、計画の進行管理を適切に行ってください。
- 5 市民ニーズや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて、施策の見直しを行うなど、計画の実効性と弾力性に配慮してください。

5 SDGsと本計画との関連

SDGsと本計画との関連

SDGsのゴール	基本目標	政策領域	行政の役割	
2 飢餓をゼロに 	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用	食品ロス削減を推進します	
3 すべての人に健康と福祉を 	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進	緑の保全、緑化の推進等を行うことで、心身の健康を保ちます	
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	水、大気環境の保全を行うことで、健康被害のないようにします 騒音・振動・悪臭の規制や環境美化の推進、おいしい水の提供により快適な生活環境の確保に努めます	
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	適応策の実施	地球温暖化対策を進めることにより、市民の健康被害を軽減します	
4 質の高い教育をみんなに 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全 環境・経済・社会の調和	計画に掲げた目標達成のため、市民、事業者、団体等に啓発や環境学習・教育の推進、情報提供を行います	
	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進 景観づくり		
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保		
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用		
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施		
	共通	5つの基本目標を達成するための「人づくり」		環境意識の向上
	6 安全な水とトイレを世界中に 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち		自然環境の保全
3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	公共用水域における良好な水環境の実現や水質汚濁の防止に努めます 安全でおいしい水を安定供給します		
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	新たな省エネルギーや再生可能エネルギー等の環境関連技術や環境配慮製品の研究・開発のための設備投資を支援します	
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の再生利用	焼却施設でのエネルギー回収と有効活用による省エネルギーの取組を推進します	
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルの普及啓発を行います 地域特性に応じた適応策を実施します	
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	環境に配慮した技術・産業改善により環境・経済・社会の持続可能性の向上に取り組みます	
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 再生可能エネルギーの導入		
11 住み続けられるまちづくりを 	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	環境マネジメントシステムを積極的に導入してもらい、環境経営を促進します	
	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進 景観づくり	豊かな緑、潤いと安らぎのある生活空間の充実を図ります 伝統に根づいた風格のある美しい倉敷の景観づくりを推進します	
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	良好な水環境、クリーンな大気環境の保全に努めます 騒音・振動・悪臭の規制や環境美化の推進、おいしい水の提供により快適な生活環境の確保に努めます	
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	レジリエント(弾力性のある)なごみ処理、し尿処理施設を整備・維持運営し、快適で災害に強いまちづくりを推進します	
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	温室効果ガス排出量の削減に努めます 地域特性に応じた適応策を実施します	

SDGsのゴール	基本目標	政策領域	行政の役割	
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	環境・経済・社会の調和	事業者に対し、施設の改善、有害な揮発性有機化合物の削減など、環境保全対策の徹底を図るよう指導します	
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全		
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用		ごみ減量化・リサイクルの推進等(3Rの取組)による持続可能な消費の推進、食品ロスの削減を進めます
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減		温室効果ガスの排出が少ないライフスタイルの普及啓発を行います
	共通 5つの基本目標を達成するための「人づくり」	環境意識の向上		環境意識を持ち行動できるよう普及啓発します
 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進	土砂災害の防止機能や洪水防止や水源かん養機能をもつ緑の保全に努めます	
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用	廃棄物の発生抑制、再生使用を促進することにより、温室効果ガスの発生を抑制します	
	5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施	気候変動の原因となる温室効果ガス排出量の削減、適応策の実施を進めます	
	共通 5つの基本目標を達成するための「人づくり」	環境意識の向上	気候変動の緩和、適応に関する教育・啓発を行います	
	14 海の豊かさを守ろう	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全	河川海域の動植物の保全や種の保存など生物多様性の確保に努めます
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	河川海域の良好な水環境の保全に努めます 陸上活動による河川海域の汚染をなくすため、環境美化活動の推進や不法投棄の巡回・監視活動に取り組みます	
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	ペットボトル回収の徹底等によるプラスチックごみの削減により海の生態系を保全します	
	15 陸の豊かさも守ろう	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全	陸域の動植物の保全や種の保存など生物多様性の確保に努めます
	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進	緑の保全、緑化の推進をすることにより、生物多様性を維持します	
	3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保	健全な土壌環境を維持するため、土壌汚染対策を実施します 陸上活動による陸域汚染をなくすため、環境美化活動の推進や不法投棄の巡回・監視活動に取り組みます	
	4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用	雑がみの分別の徹底、マイ箸運動等により森林を保全します	
	17 パートナリ シップで目標を達成しよう	1 自然環境が守られ、環境と経済・社会とのバランスが保たれているまち	自然環境の保全 環境・経済・社会の調和	計画に掲げた目標達成のため、市民、事業者、行政のパートナーシップを強化することにより、官民協働で環境保全を推進します
	2 潤いと安らぎ、歴史的・魅力的な景観を有しているまち	緑の保全、緑化の推進 景観づくり		
3 水と空気と大地がきれいで、常に安全でおいしい水が届き、安心して暮らすことができるまち	水環境、大気環境の保全 生活環境の確保			
4 リデュース・リユース・リサイクルが徹底され、環境に配慮した循環型社会が形成されているまち	廃棄物の発生抑制・再使用 廃棄物の再生利用			
5 脱炭素社会の実現に向け、だれもが地球温暖化対策を推進しているまち	温室効果ガスの削減 適応策の実施			
共通 5つの基本目標を達成するための「人づくり」	環境意識の向上			

6 市民・事業者アンケート調査結果

(1) 市民アンケート調査結果（16歳以上の市民）

市民の方が感じている、身近な環境についての考え、満足度や重要度を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。

【アンケートの概要】

① 調査目的

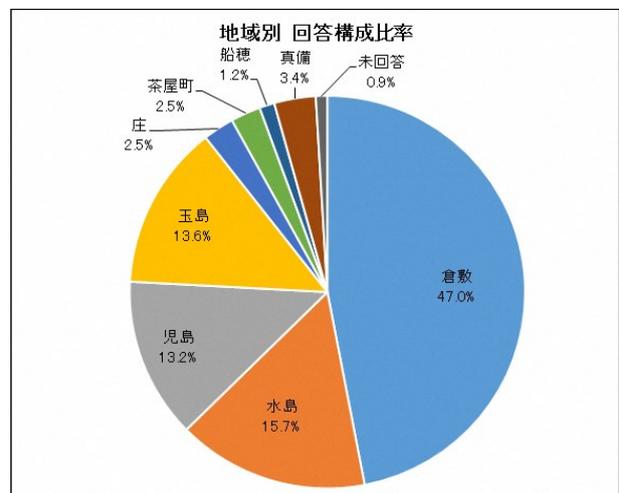
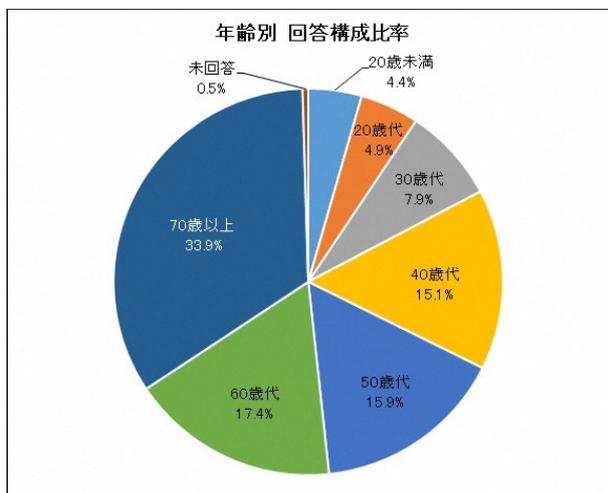
- ・ 市民の身近な環境についての考え、満足度や重要度等を調査し、第三次環境基本計画の策定のための基礎資料とする。

② 実施状況

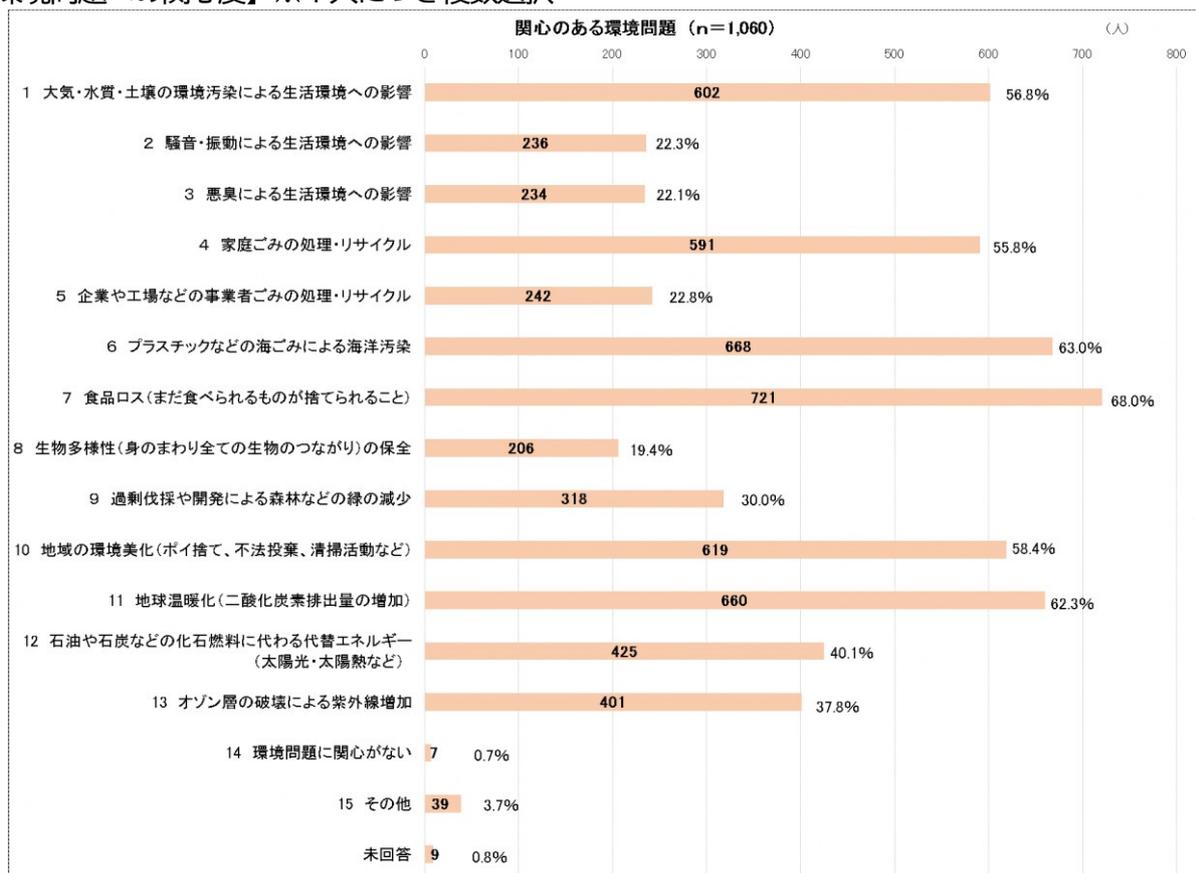
- ・ 調査対象
令和元年10月1日現在、市内に居住する16歳以上の市民 2,500人（無作為抽出）
- ・ 調査期間
令和2年1月20日（月）～2月10日（月）
- ・ 調査方法
郵送調査

③ アンケート調査結果

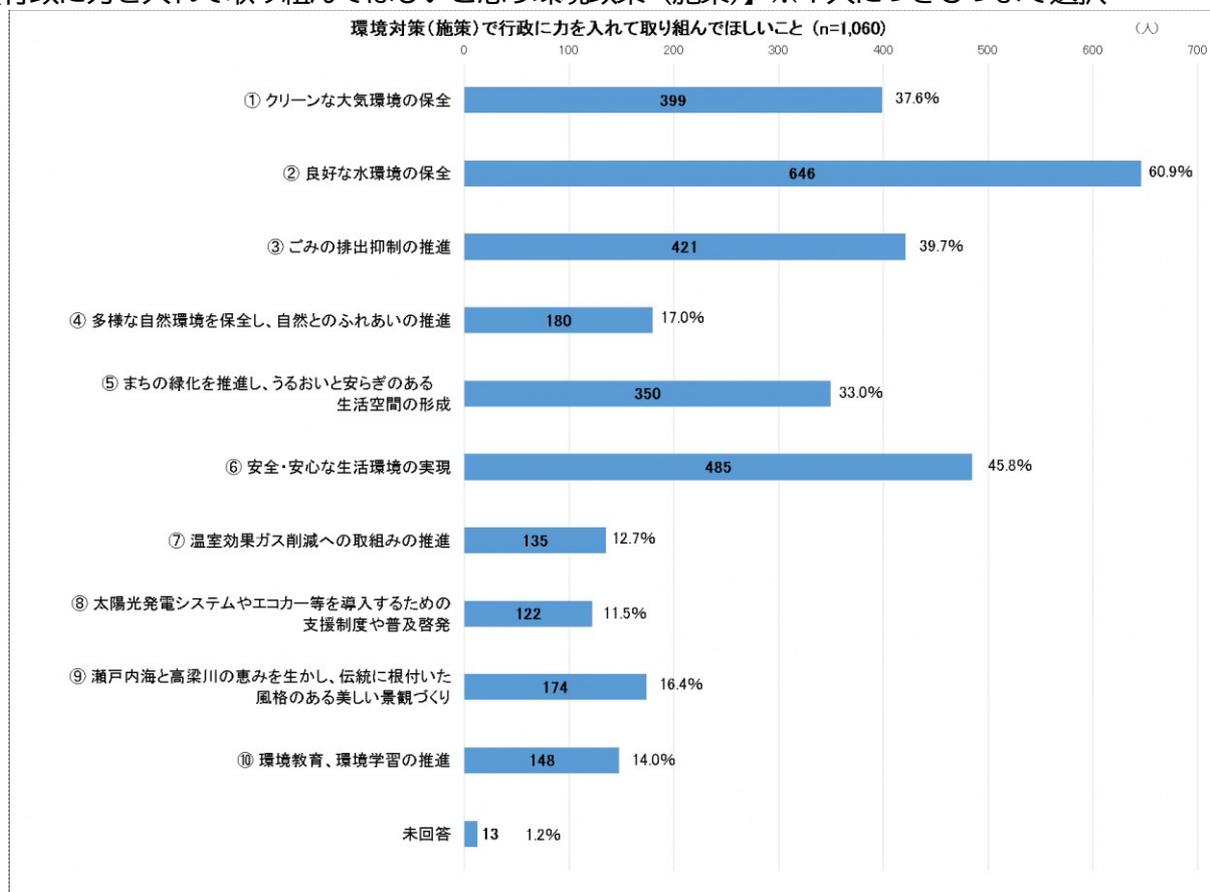
有効回答者数（率） 16歳以上の市民 1,060人（42.4%）



【環境問題への関心度】※1人につき複数選択



【行政に力を入れて取り組んでほしいと思う環境政策(施策)】※1人につき3つまで選択



(2) 市民アンケート調査結果 (小・中学生)

市民の方が感じている、身近な環境についての考え、満足度や重要度を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。

【アンケートの概要】

① 調査目的

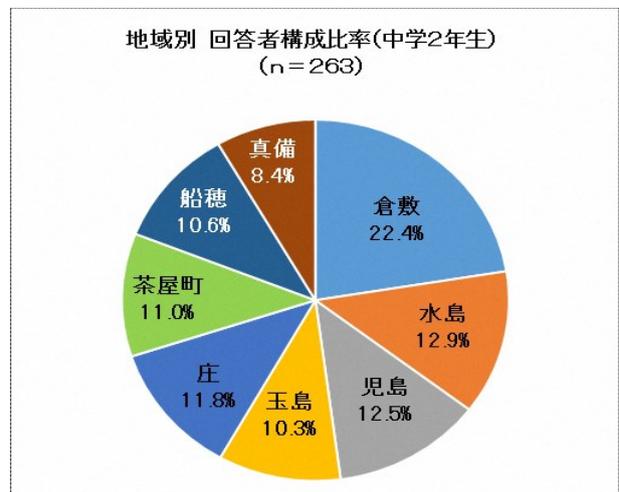
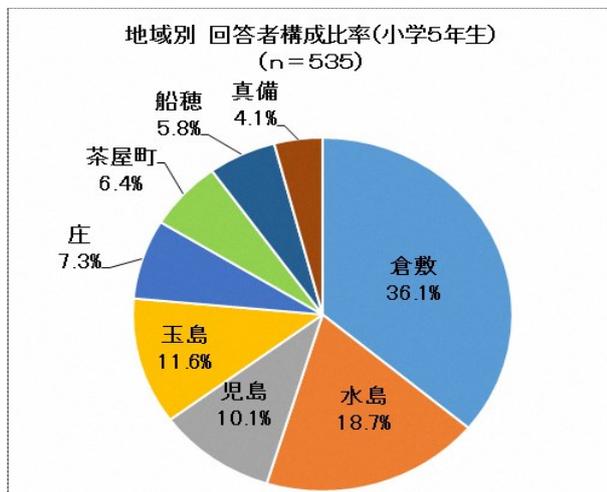
- 子どもたちの身近な環境についての考え、満足度や重要度等を調査し、第三次環境基本計画の策定のための基礎資料とする。

② 実施状況

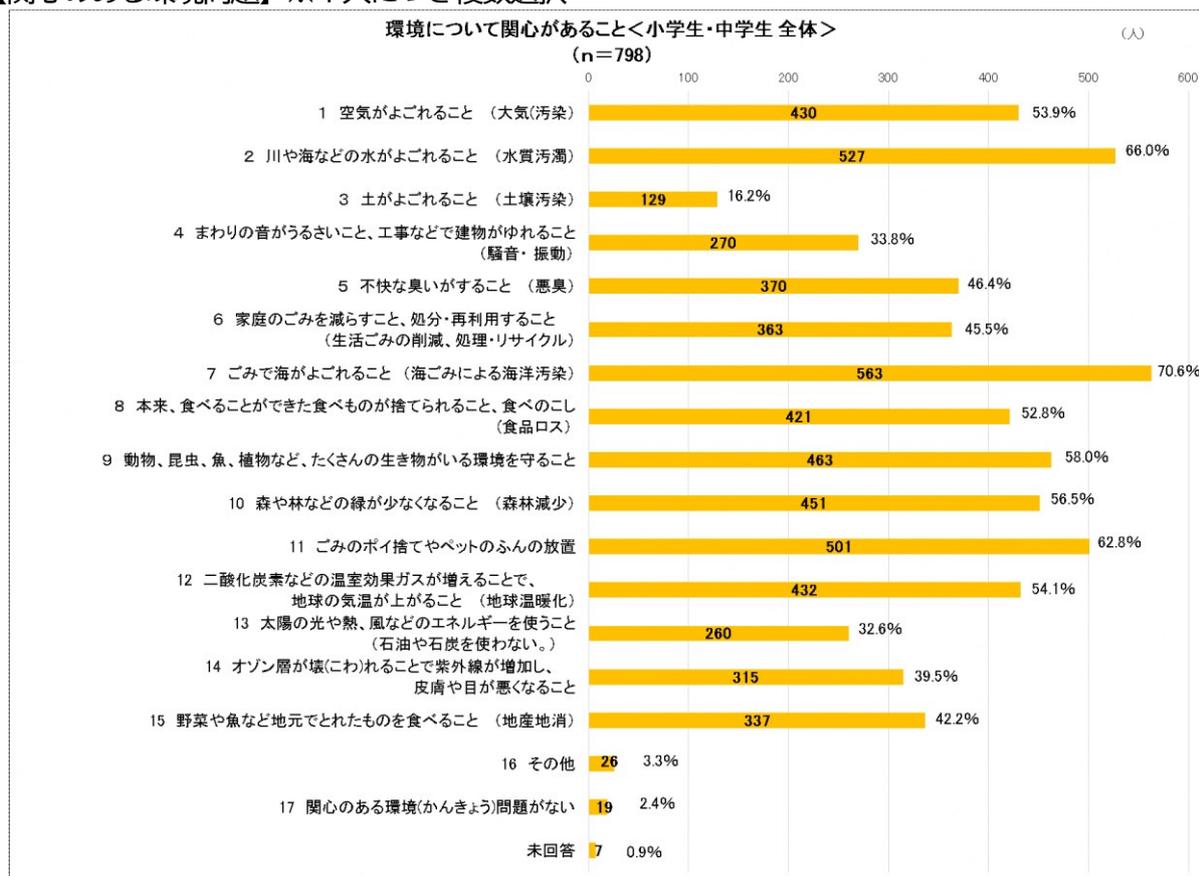
- 調査対象
令和元年10月1日現在、市内小中学校に通う小・中学生 843人
<内訳>小学5年生 551人 中学2年生 292人
- 調査期間
令和2年1月20日(月)～2月10日(月)
- 調査方法
郵送調査(市内26校、学校単位で送付)

③ アンケート調査結果

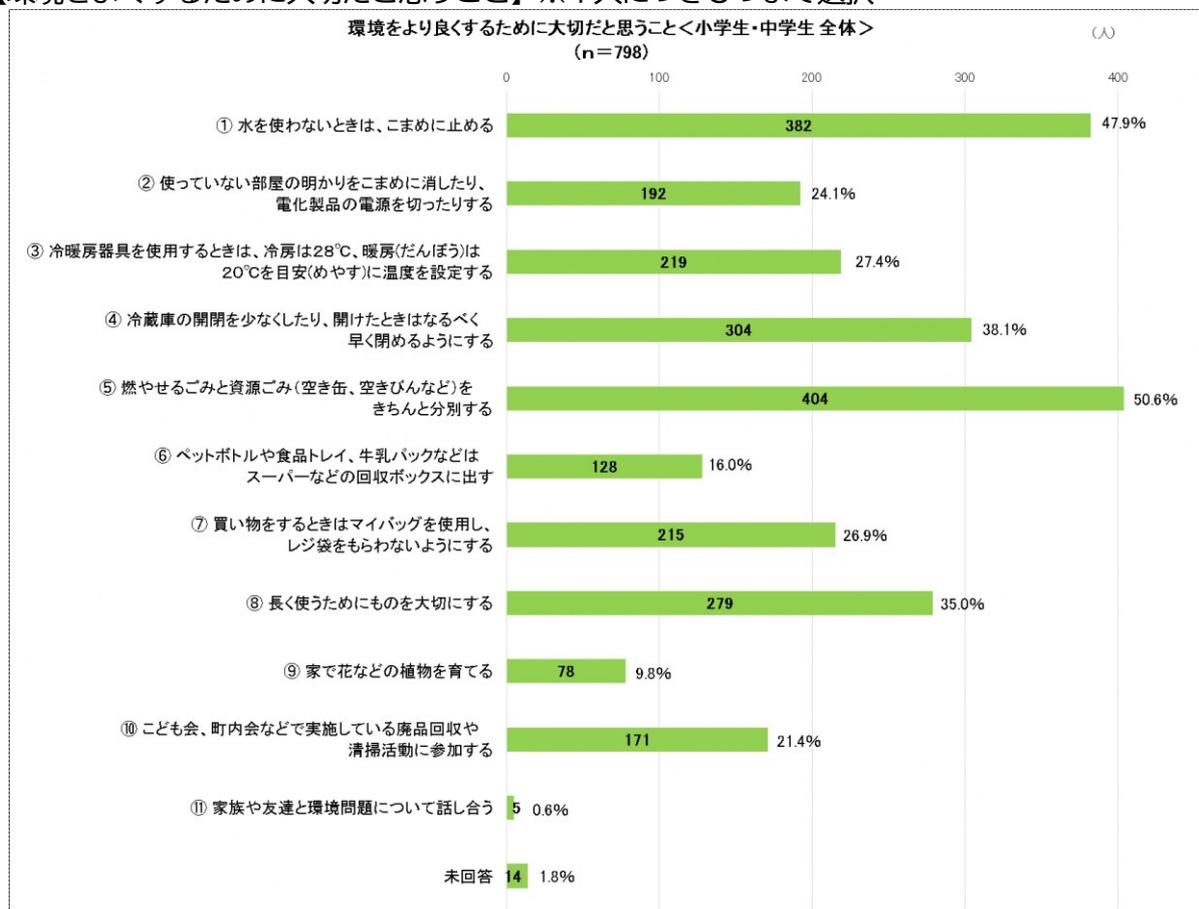
有効回答者数(率)	全体(小・中学生)	798人(94.7%)
	<内訳>小学5年生	535人(97.1%)
	中学2年生	263人(90.1%)



【関心のある環境問題】 ※1人につき複数選択



【環境をよくするために大切だと思うこと】 ※1人につき3つまで選択



(3) 事業者アンケート調査結果

事業者の方が感じている、身近な環境についての考え、満足度や重要度を把握するために、事業者アンケート調査を実施しました。

【アンケートの概要】

① 調査目的

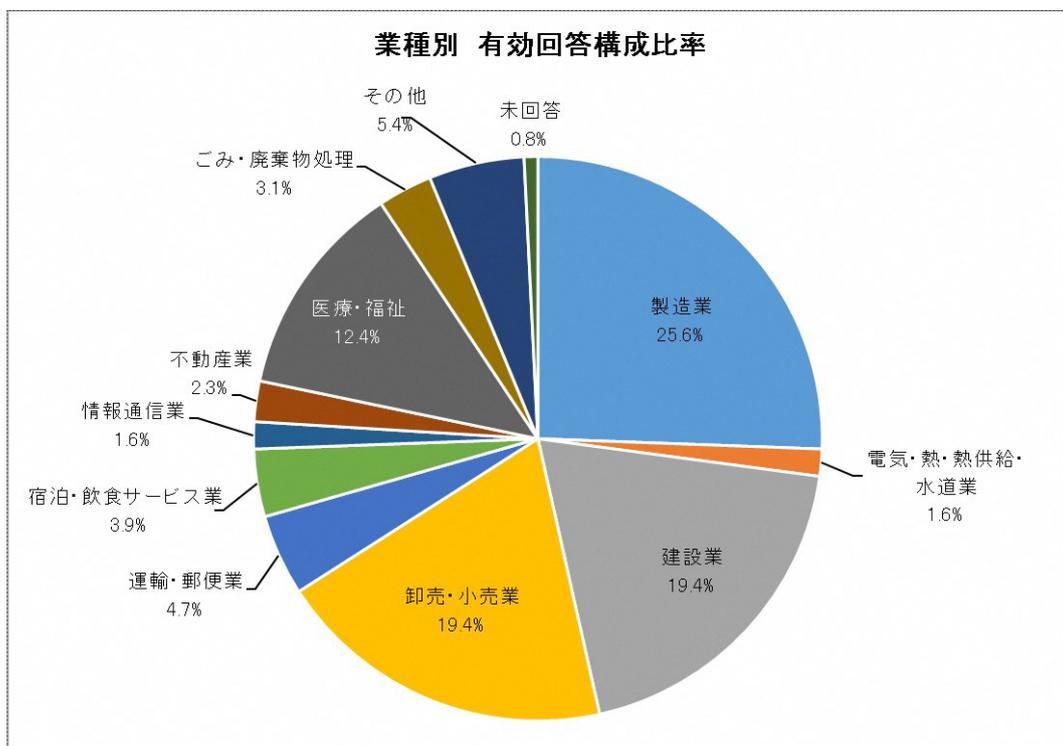
- ・ 事業者の環境についての考え、満足度や重要度等を調査し、第三次環境基本計画の策定のための基礎資料とする。

② 実施状況

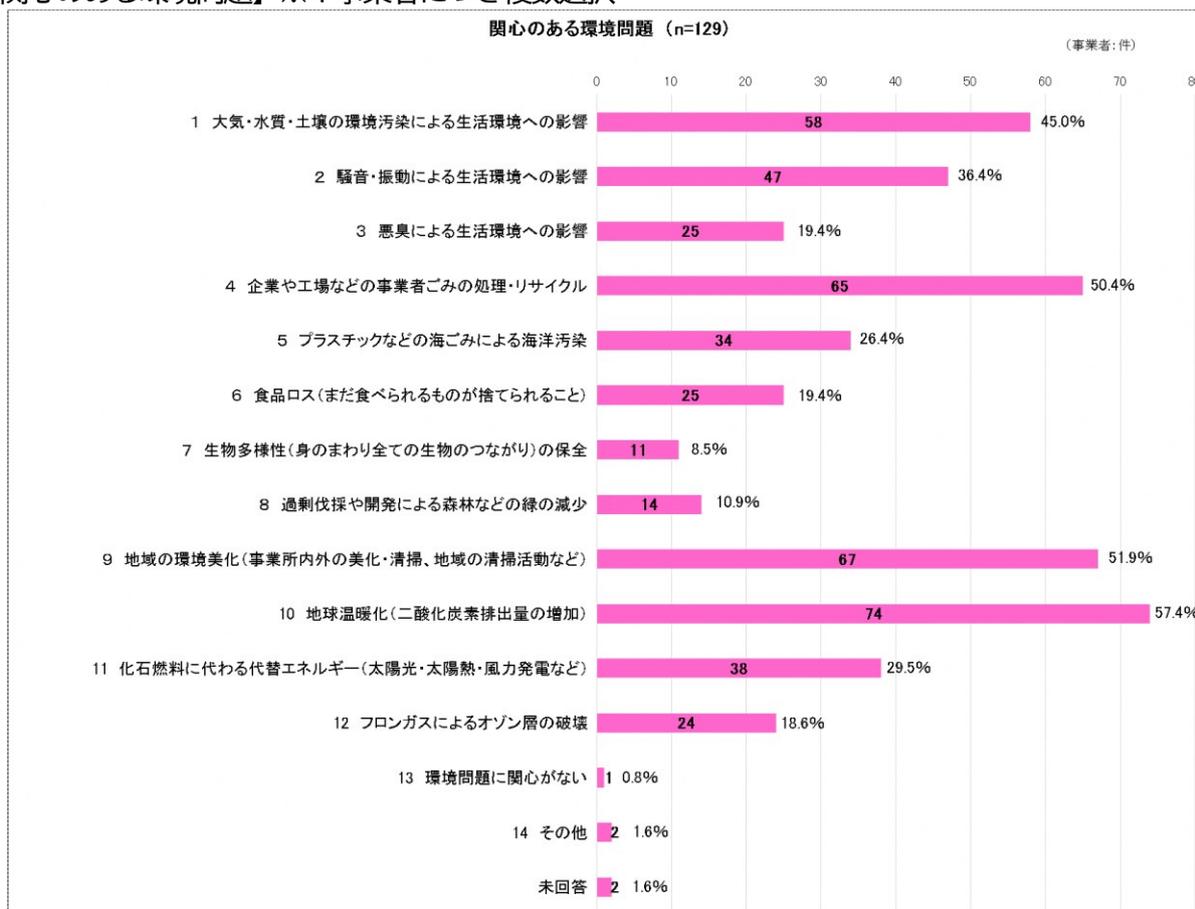
- ・ 調査対象
令和元年10月1日現在、市内に本社、事業所、工場などを置く事業者 259社
- ・ 調査期間
令和2年1月20日(月)～2月10日(月)
- ・ 調査方法
郵送調査

③ アンケート調査結果

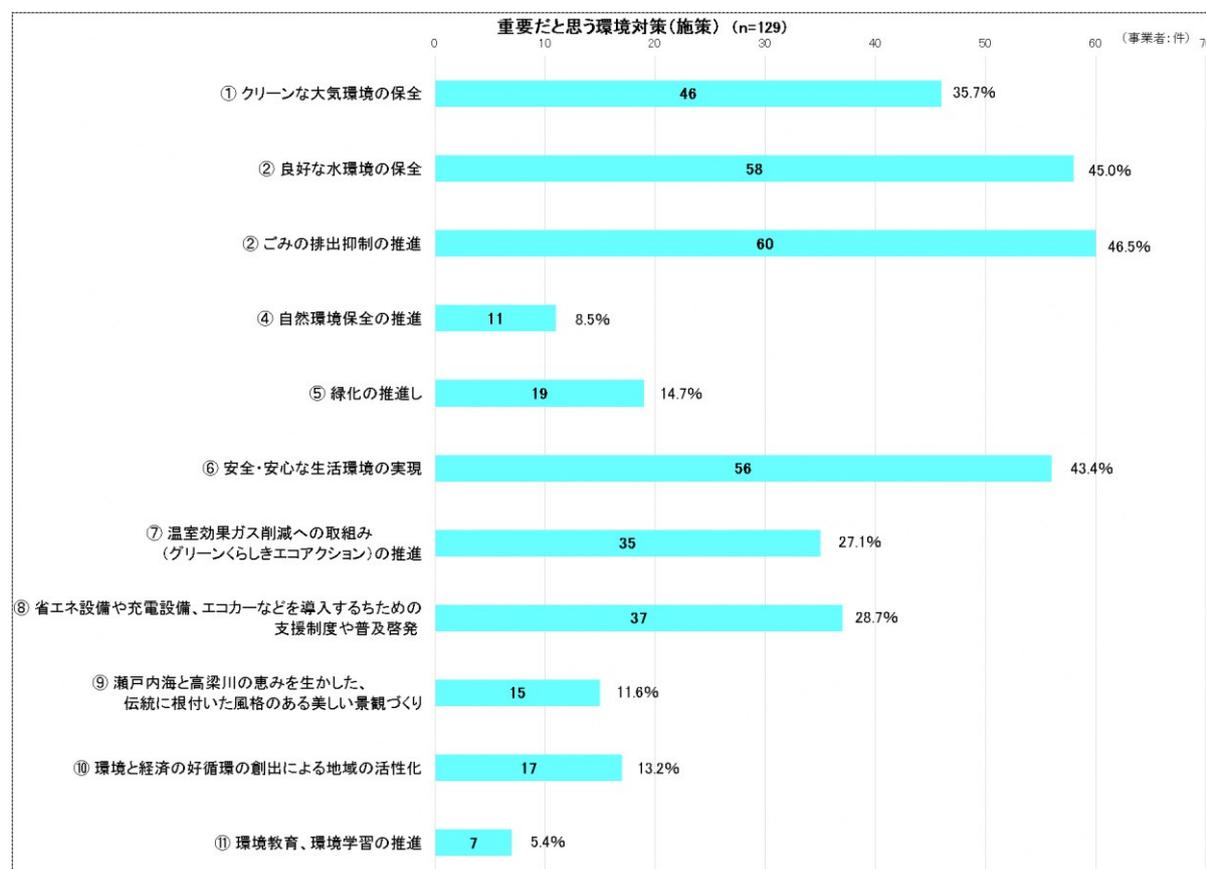
有効回答者数(率) 事業者129社(49.8%)



【関心のある環境問題】 ※1事業者につき複数選択



【重要だと思う環境施策】 ※1事業者につき3つまで選択



7 グリーンくらしきエコアクション



くらしき環境キャラクター
「くらしいふ」





1 調理の際は、エコクッキング（野菜の皮を食材として使うなどごみを出さない工夫、野菜の下ゆでなどに電子レンジを活用、なべ底から炎がはみ出さない火力調整）を心がけよう

2 生ごみの水切り、雑がみの分別を徹底し、3R（ごみの発生抑制・再利用・分別による資源の再循環）を心がけよう

3 冷蔵庫は壁から間隔をあけて配置し、ものを詰め込みすぎず、開ける回数や時間を減らして効率よく使おう

4 お風呂は続けて入り、お湯をわかす時間を短くしよう。節水シャワーヘッドを活用するなどして、節水を心がけよう

5 エアコンは必要な時だけつけ、冷房時の室温は28°C、暖房時の室温は20°Cを目安にしよう。フィルターはこまめに掃除しよう

6 ワットチェッカー*1や、環境家計簿*2などを活用して、自分の使うエネルギーや排出しているCO₂の量を知ろう

7 照明・テレビ・パソコン・電気ポットなど、使わないときはこまめにスイッチを切ろう

8 洗濯機・冷蔵庫・テレビ・エアコンなどを「統一省エネラベル」*3の星が多い製品に買い替えよう

9 再エネ*4機器や、省エネ機器を導入しよう（太陽光・太陽熱・エネファーム*5・蓄電池等）

10 照明をLED照明に交換しよう

11 ペア（複層）ガラスや断熱材で、住宅の高気密・高断熱化を図ろう

12 倉敷市の「緑のカーテン*6プロジェクト」（つる性植物による壁面緑化運動）に参加しよう

13 車を買う、買い換えるときは、電気自動車・燃料電池自動車*7など、CO₂排出の少ない次世代自動車を選ぼう

***1** ワットチェッカー
家電製品の消費電力や電気使用量などを測る小型の機器

***2** 環境家計簿
月ごとの電気・ガスなどの使用量を記載することで、家庭から出るCO₂量を簡単に知ることができる。環境家計簿は、岡山県のHPからダウンロード可能

***3** 統一省エネラベル
省エネルギーセンターが提供する家電製品の省エネルギー性能に関するラベルで、省エネ性能の高い順に5つ星から1つ星で表示する

***4** 再エネ
再生可能エネルギー。自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生され、継続して利用できるエネルギー。太陽光、太陽熱など

***5** エネファーム
「エネルギー」と「ファーム＝農場」の造語。都市ガスやLPガスから取り出した水素と空気中の酸素を化学反応させ、電気と温水をつくり出すシステム

みんなでやろう、くらしきのエコ。



くらしの節電、節ガス、節水、節ガソリン。

生活の場面にあわせて、地球とお財布にやさしくくらしきのエコアクションをまとめました。身近なところから、一つでも多くのエコアクションに取り組みましょう。

クールシェア・ウォームシェア

一人一台の冷房・暖房使用をひかえましょう

家族みんなで同じ部屋ですごそう

カフェ、公共施設などのシェアスポット

「生ごみの水切り」や「せん定枝・刈草の乾燥」で ごみ量、CO₂を削減！

倉敷市では、ごみの46%を生ごみが占めています。生ごみの90%が水分。生ごみの水切りによって、ごみ全体の重量のうち、約10%が削減可能です。

倉敷市
ゴミ種類別内訳

【せん定枝・刈草の乾燥】

重量
約40%減

2日乾燥 ↑

【生ごみの水切り】

ギュッと水切り！
嫌な臭いも減少

待機時消費電力は見逃せない！

家庭の消費電力量 4,432kWh/年・世帯

待機時消費電力量 228kWh/年・世帯

機器使用による消費電力量 94.9%

- * こまめに主電源を切る。
- * 長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く
- * オートOFF機能や表示OFF機能を使う。

一般財団法人省エネルギーセンター
「平成24年度待機時消費電力調査報告書」



外出する際は、電車やバスなどの公共交通機関を使い、近場は自転車や徒歩など、エコ移動を心がけよう



車に乗るときは、ふんわりアクセル（急加速・急発進をしない）や、アイドリングストップなどのエコドライブを心がけよう



カーボンフットプリント*⁸の小さい商品（製造や輸送の際にCO₂排出が少ない製品・旬の地元食材・県産木材など）や、カーボンオフセット*⁹商品など、環境にやさしい商品を選ぼう



宅配便は一度で受け取り、再配達をなくそう



外出する際は、マイバッグ・マイ箸・マイボトルを持ち歩こう



地域の環境イベントに参加してエコについて知ろう



COOL CHOICE に賛同して、G-KEA に取り組もう



個人で冷暖房を使わず、みんなで一つの部屋で過ごしたり、シェアスポットに出かけたりしよう

この「グリーンくらしきエコアクション (G-KEA)」は地域全域を対象とした温室効果ガス削減計画「クールくらしきアクションプラン」に定める削減目標を達成するため、家庭や街でできる市民の取組をまとめたものです。

*6 緑のカーテン

ゴーヤやアサガオなど、つる性の植物を窓の外部に植えた自然のカーテンのこと。夏の日差しをやわらげ、室温の上昇を抑える効果を持つ

*7 燃料電池自動車

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。走行時に発生するのは、ほぼ水蒸気のみ

*8 カーボンフットプリント

商品・サービスのライフサイクル（つくる・はこぶ・つかう・ずてるなど）全体で排出された温室効果ガスの総量をCO₂量で表示するもの

*9 カーボンオフセット

日常生活や経済活動で排出されるCO₂量のうち、削減努力をしても削減できない量を他の場所での排出削減・吸収事業で削減したとみなすこと

8 倉敷市環境基本条例

平成11年12月22日
条例第34号

私たちのまち倉敷市は、清流豊かな高梁川、風光明媚な瀬戸内海、そしてゆるやかな丘陵等すばらしい自然環境に恵まれています。

このような豊かな自然のもと、文化薫るまち、産業の栄えるまちとして、今日まで育^{はぐく}んできた先人たちの功績は、私たちにとってかけがえのない資産であり誇りであります。

しかし、今日の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動や、物質的な豊かさを求める生活様式は、環境への負荷を増大させ、ひいては、すべての生物の生活基盤となる地球の環境にも重大な影響を及ぼしています。

もとより、多くの命を育^{はぐく}んできた恵み豊かな地球をかけがえのないものとして守り、その恩恵を享受するとともに、次の世代へと引き継いでいくことは、私たちの使命であります。

私たちは、このことを深く自覚し、すべての市民の自主的な参加と協働により、自然と人とが共に生きる快適な環境を守り、創^{つく}り、育てていかなければなりません。

ここに、健全で恵み豊かな環境を享受できる倉敷市の実現を図るため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境がすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることを認識し、現在及び将来の市民がこの恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生が確保されるとともに、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加の下に行われなければならない。

3 地球環境の保全が人類共通の課題であるとともに市民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての者は、地域の環境保全を通じて地球環境の保全に貢献することを基本とし、環境の保全等を積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本市の自然的・社会的条件に応じた環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるとともに、その事業活動に係る

廃棄物を適正に処理しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う廃棄物の排出、生活排水等による環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全等に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する施策の基本方針等

(施策の基本方針)

第7条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全等に関する施策を策定し、実施するに当たっては、次に掲げる基本方針に基づき、施策相互の有機的連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌、動植物その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、地域の特性に応じて、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を体系的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。
- (3) 歴史的・文化的遺産を保存し、その活用を図るとともに、地域の個性を生かした美しい景観を形成することにより、潤いと安らぎのある都市環境を創造する。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、倉敷市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映できるように必要な措置を講ずるものとする。

- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ倉敷市環境審議会条例(平成11年倉敷市条例第1号)に規定する倉敷市環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、市民に環境の状況及び環境の保全等に関する施策の状況等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 環境の保全等に関する施策等

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境の保全等について十分配慮しなければならない。

(規制の措置等)

第11条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に関する公共的施設の整備)

第12条 市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

(環境資源の活用等)

第13条 市は、潤いと安らぎを与える海、河川、ため池等の水辺や緑等の自然的資源、先人から引き継いだ歴史的資源、美しい町並み等の景観的資源等の環境資源を確保し、活用に努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の推進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第15条 市は、すべての日常生活及び事業活動において、地球環境の保全が積極的に推進されるように、施策の推進に努めなければならない。

(環境教育・学習の振興等)

第16条 市は、市民及び事業者が自ら環境の保全等についての理解を深めるとともに、環境への負荷の低減のための活動が促進されるよう、環境に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第17条 市は、市民、事業者又は民間団体（以下「民間団体等」という。）の環境の保全等に関する自発的な活動を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、第16条に規定する環境に関する教育及び学習を振興するとともに、民間団体等の自発的な活動を促進するため、個人、法人その他のものの権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(指導、助言及び助成)

第19条 市は、環境の保全等のために必要があると認めるときは、民間団体等に対し、指導、助言及び助成を行うことができる。

(調査の実施等)

第20条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、必要な調査を実施するものとする。

2 市は、環境の状況を把握し、環境の保全等に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第21条 市は、環境の保全等に関する広域的な取組を必要とする施策については、国及び岡山県その他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年1月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 倉敷市自然環境保全条例（昭和49年倉敷市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

9. 用語の解説

[数字・アルファベット]

3R (スリーアール) (P28)

リデュース (ごみの発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再利用) の総称。

BCP (事業継続計画) (P35)

企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

BOD (生物化学的酸素要求量) (P24)

水中の比較的分解されやすい有機物が溶存酸素の存在のもとに、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素量。この数値が高いと水が汚れていることになる。

COD (化学的酸素要求量) (P24)

水中の被酸化物質 (主として有機物) を酸化剤で酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもの。水質の代表的な指標のひとつであり、数値が高いと汚れていることになる。

COP21 (P32)

COPは締約国会議の略で、本書では地球温暖化対策に全世界で取り組んでいくための国際的な議論の場である「気候変動枠組条約締約国会議」を意味する。2015年に21回目の会議がパリ (フランス) で開催されたため、COP21と呼ぶ。

ESG投資 (P18)

環境・社会・企業統治 (ガバナンス) 要

素に配慮している企業を重視・選別して行う投資。

ISO14001 (P40)

ISO (国際標準化機構、International Organization for Standardization) の国際環境マネジメントシステム規格。Plan (計画)、Do (実行)、Check (点検・評価)、Action (改善) といった一連のPDCAサイクルを回すことによって継続的な環境改善を図る。

PRTR制度 (P25)

人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境 (大気、水、土壌) へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計・公表する制度。

ZEB (ゼブ) (P33)

ZEBはネット・ゼロ・エネルギー・ビルの略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目的とした建物。省エネによって使うエネルギーを減らし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギーの消費量を正味でゼロにすることができる。

ZEH (ゼッチ) (P33)

ZEHはネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略称で、断熱性能などの大幅な向上、高性能設備の導入による省エネルギー、太陽光などの再生可能エネルギーの導入により、年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目的とした住宅。

[あ]

アスベスト (P25)

石綿（アスベスト）は、天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれ、その繊維が極めて細いため、飛散しやすい吹付け石綿などの除去等において所要の措置を行わないと石綿が飛散して人が吸入してしまうおそれがある。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、現在では、原則として製造等が禁止されている。

[う]

雨水貯留槽 (P42)

雨水を溜めるタンク。雨水を溜めて、庭の水やりなどに利用できる。

[え]

エコアクション21 (P18、19、40)

環境省が策定した、中小企業、学校などでも取り組みやすい国内の環境マネジメントシステム規格。

エコドライブ (P42)

アドリングストップ、急発進・急加速をしないなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。

延焼防止帯 (P20)

火事による延焼（ほかへ燃え移ること）を防ぐ機能を有する帯状の地域

[お]

汚水処理施設 (P25)

下水処理施設、農業集落排水施設、浄化槽など生活排水による公共用水域の汚濁を防止するための施設。

汚水処理人口普及率 (P24)

下水道を利用できる地域の人口のほか、農業・漁業集落排水による処理人口や合併処理浄化槽による処理人口を足した値を、行政人口で除した値。

[か]

街区公園 (P21)

街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園。

外部給電器 (P35)

家庭で使用できる電力へと変換しながら、車から電気を取り出す機器。

合併処理浄化槽 (P25)

家庭や事業場などに取り付ける汚水処理装置のことで、トイレの汚水（し尿）と風呂や台所の汚水（生活雑排水）をあわせて処理を行う。下水道管のない家庭用の処理施設。

カーボンニュートラル (P32)

二酸化炭素の排出量と吸収量がプラスマイナスゼロになること。

感覚公害 (P26)

うるさい、くさい、汚いといった人の感覚を刺激して不快にさせる公害。

環境基準 (P24)

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について定めたもの。

環境基準適合率（水質）（P24）

水質生活環境項目に係る環境基準の適合率は環境基準があてはめられている水域ごとに以下の方法で算定する。

◇BOD及びCOD

環境基準適合率（％）＝75％値が環境基準に適合した地点数／測定地点数×100

◇全窒素及び全リン

環境基準適合率（％）＝年間平均値が環境基準に適合した地点数／測定地点数×100

注）75％値とは、年間の日平均値のデータを小さいものから順に並べ、（0.75×データ数）番目のデータをいう。

環境騒音（P27）

主に交通騒音、生活騒音等、私たちが生活する場所から発生する複合した騒音の総称である。評価は測定場所等により、一般的地域（道路に面する地域以外の地域）及び道路に面する地域に2分類される。

環境配慮型製品（P19）

省エネ、廃棄物の削減、環境にやさしい材料の使用など、環境に配慮して作られている製品。

環境保全協定（公害防止協定）（P19）

公害防止のひとつの手段として地方自治体や住民等が企業との間で締結する協定をいう。企業の責務内容を法令より厳しく定め、企業が自主的に公害防止に努めるもの。

環境マネジメントシステム（P18、19、40）

企業等が環境方針、目標等を設定し、その達成に向けた取組を行うための体制やプロセスのこと。国際的な環境マネジメントシステム規格のひとつがISO14001。

緩衝緑地（P20）

大気汚染、騒音、振動、悪臭等公害の防止や緩和もしくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的として造成される緑地。一般的に、公害や災害の発生が危惧される地域と居住地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置に設置され、空間距離を保つとともに樹木の持つ環境保全機能効果に期待し、多くの樹木が植えられることが多い。通常、都市計画上の「都市施設（公園等）」として位置付けられ、都市公園の1種として地方公共団体により整備される。

[き]

揮発性有機化合物（P19、25）

常温で揮発しやすい化合物のこと。吸収による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発がん性などの可能性が指摘されている。有害大気汚染物質及び水質汚濁に係る健康項目として、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ベンゼンなどが指定されている。

[く]

倉敷市・高梁川流域SDGsパートナー（P18）

倉敷市とともに、SDGsの達成に向けて取り組む企業、教育機関、その他団体を登録する制度。経済・社会・環境の三側面の調和を図りながら、高梁川流域圏の地域課題の解決に向けた取組やSDGsの普及啓発など、SDGsの達成に向けて推進することを目的としている。

グリーン購入（P40）

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入すること。

グリーンくらしきエコアクション (P33、44)

(資料編 資料_15、16 参照) 倉敷市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)で、市全体の温室効果ガス排出量を削減する目標を掲げている。この目標を達成するために、日々の暮らしの中で、温室効果ガス(二酸化炭素)排出削減につながる取組を示したもの。

[こ]

光化学オキシダント (P24)

大気中の窒素酸化物(NO_x)と炭化水素(HC)が太陽光線の中に含まれる紫外線を受けて、光化学反応をおこし、生成するオゾン、アセトアルデヒドなどをまとめて光化学オキシダントという。主成分はオゾン。大気中で雲や霧のようなスモッグ状になることを光化学スモッグという。

高濃度になった場合には、人の目やのどを刺激したり、植物にも影響を与えるといわれている。大気汚染防止法では、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になった場合、注意報等の発令を行い、人体被害の未然防止に努めることとしている。

降下ばいじん (P24)

大気中に排出されたばいじん(すすや燃えかすなど)や地表より舞い上がったちり、ほこりなどの粒子状物質のうち比較的大きいものが、重力や雨によって地上に降下したものをいう。

小型家電 (P30)

家電4品目(テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機)を除く、小型家電リサイクル法で定められた家電28品目(携帯電話、デジタルカメラなど)を指す。

[さ]

最終処分率 (P30)

最終処分とは、収集・運搬されたごみを焼却などの中間処理を経て、埋立処分、海洋投入処分されること。最終処分率とは、ごみの総排出量に占める最終処分量の割合。

再生可能エネルギー (P19、32、33、44、46)

石油、石炭、天然ガスといった有限な化石エネルギーとは違い、自然界に存在し、エネルギー源として持続的に利用できるもの。

政令において、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存在する熱・バイオマスが定められている。

[し]

自主防災組織カバー率 (P34)

管内(市内)の総世帯数に占める自主防災組織の組織されている地域の世帯数の割合。

自助・共助・公助 (P35)

「自助」とは、家庭で日ごろから災害に備えたり、災害時には事前に避難するなど、自分で守ることをいう。「共助」とは、地域の災害時要援護者の避難に協力したり、地域の方々と消化活動を行うなど、周りの人たちと助け合うことをいう。「公助」とは、市役所や消防・警察による救助活動や支援物資の提供など、公的支援のことをいう。

災害時には、自助、共助、公助が連携し、一体となることで被害を最小限に抑えることができ、早期の復旧・復興につながる。

充放電設備 (V2H) (P35)

電気自動車 (EV) やプラグインハイブリッド自動車 (PHV) への充電、並びにEV、PHVから施設へ放電 (給電) できる装置。

家庭の太陽光発電でつくった電気を電気自動車に貯めて走行したり、停電時でも電気自動車に貯めた電気を家庭で使うことができる。

循環型社会 (P28、29)

循環型社会形成推進基本法において、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

食品ロス (P29、43、47)

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。食べきれぬ分量、賞味期限の順番で購入したりすることで食品ロスの削減につながる。

[す]

水源かん養機能 (P21)

森林の土壌が降水を貯留し、河川に流れ込む水の量を平準化して、洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能。また、雨水が森林土壌を通過することにより、水質が浄化される機能。

水質汚濁防止法 (P25)

特定施設を設置する工場等から排出される水を規制すること及び生活排水対策の実施によって、公共用水域の汚濁の防止を図ることを目的としており、「排水、地下浸透規制」「公共用水域及び地下水の監視」「生活排水対策の推進」が定められている。

ステークホルダー (P19)

組織が行う活動によって影響を受ける利害関係者を指す。(行政においては、商工団体、近隣市町、金融機関、教育機関などを指す。)

[せ]

生活排水対策 (P24、25)

生活排水による公共用水域の汚濁を防止するための対策。本市では、生活排水対策推進計画を策定している。

生物多様性 (P17、20、35)

地球上に生息している微生物から昆虫、植物、動物、人間にいたるまでのすべての生物の間にある「個性」 (= 違い) と「つながり」 (= 関連性) を指す言葉。生き物はそれぞれに個性を持ち、それらが森から海まで、そして、食う・食われる、花粉を運ぶといった様々な関係でつながりあっていること。

全窒素 (水質) (P24)

水中に含まれる窒素化合物は無機態と有機態に区別され、その各形態の窒素を合わせたものを全窒素という。富栄養化の原因物質のひとつである。第5次総量規制の対象項目として、全りんとともに指定された。

全りん (水質) (P24)

水中のりん化合物は無機態と有機態に区別される。通常の水質分析では有機態りんも含めたりんの総量として全りんが測定される。

[そ]

総量規制基準 (P25)

環境基準を達成することを目的として、工場全体から大気汚染物質や水質汚濁物質の総排出量を規制するための基準。大気汚染物質として硫黄酸化物や窒素酸化物、水質汚濁物質としてCOD、全窒素、全りん^①の総量規制が実施される。

[た]

大気環境基準達成率 (P24)

大気環境基準は、環境基本法により、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で、維持されることが望ましい基準として定められたもので、11項目(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化硫黄、一酸化炭素、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、ダイオキシン類)について、基準を達成している割合を示す。

大気測定局 (P24、25)

倉敷市では市内に大気測定局を設置しており、24時間大気汚染を監視している。測定データは倉敷市環境監視センターで集約され、ホームページで見ることができる。

タイムライン (P35)

タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」「だれが」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画。防災行動計画ともいう。

脱炭素社会 (P32)

地球温暖化の原因と考えられている二酸化炭素の排出が実質ゼロ(排出量と吸収量が同じ)となる社会。

ため池ハザードマップ (P35)

大雨や地震等により、ため池の堤防が決壊した場合の氾濫解析を行い、ため池氾濫の危険性を周知するとともに、災害発生時における自らの適切な避難活動の指針とすることを目的とした地図。

田んぼダム (P35)

田んぼが元々持っている貯水機能を利用し、大雨時、田んぼに一時的に雨水を貯めることで用排水路や河川への流出を抑制し、洪水被害を軽減する取組。

[ち]

地域循環共生圏 (P19)

各地域が足もとにある地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、環境・経済・社会が統合的に循環し、地域の活力が最大限に発揮されることをめざす考え方であり、地域でのSDGsの実践(ローカルSDGs)をめざすもの。

[て]

伝統的建造物群保存地区 (P23)

伝統的な建物やこれと一体をなして形成している環境(樹木、庭園、水路、石垣など)を保全するため、市町村が条例で定めて保存する地区のこと。

[と]

透水性舗装 (P35、42)

雨水を道路などの舗装内浸に浸透させるようにした構造。地下水のかん養のほか、排水設備への流出量を軽減し、雨水流出抑制効果が期待できる。

都市公園 (P20、21)

都市公園法に基づき管理される公園緑地。

土壤汚染対策法 (P25)

土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染の対策の実施を図り、国民の健康を保護するためにつくられた法律。

[は]

バイオディーゼル燃料 (P19)

廃棄物として排出された使用済みの天ぷら油（植物性食用油）を精製加工し、ディーゼル燃料や発電燃料として再利用されている燃料。

バイオマスエネルギー (P19、44)

バイオマスとは、動植物資源とこれを起源とする廃棄物の総称。バイオマスを原料にしたエネルギーがバイオマスエネルギーであり、地球規模でみてCO₂バランスを壊さない(カーボンニュートラル)、持続性のあるエネルギーである。

パリ協定 (P32)

2015年12月に、パリ（フランス）で開かれたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）で、世界約200か国が合意して成立した地球温暖化対策に取り組んでいくための協定。京都議定書の後継として、世界の気温上昇を産業革命前と比較して2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするなどの目標が掲げられている。

搬入物検査 (P31)

市のごみ焼却処理施設での事業ごみの受け入れ時に、資源化物や不適正廃棄物の混入を防止する目的で投入される廃棄物を確認する検査。

[ひ]

微小粒子状物質 (PM2.5) (P24)

大気中に浮遊する粒子状物質のうちでも特に粒径の小さいものをいう（粒径2.5μm以下の微小粒子状物質）。PM2.5は、直接発生源から排出される一次粒子及び大気中でガス成分（VOC、NO_x、SO_x等）が光化学反応等を起こし生成する二次粒子に分類される。

[ふ]

不法投棄 (P26、27)

産業廃棄物や粗大ごみ、家庭ごみなど、すべての廃棄物を、公共の河川や道路、個人の土地などに捨てたり放置したりすることをいい、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されている。

プラグインハイブリッド自動車 (PHV) (P33)

家庭用電源などの外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に二酸化炭素や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。

[ま]

マニフェスト (産業廃棄物管理票) (P31、43)

産業廃棄物が委託処理される場合、排出事業者は発行するマニフェスト（産業廃棄物管理票）により、収集運搬や中間処理、最終処分までの行程を確認することができ、不法投棄等の不適正処理や産業廃棄物の性状把握不十分による事故を未然に防止できる。

電子マニフェストは、パソコンの通信回線を利用してマニフェストの発行ができるもの。

[も]

モーダルシフト (P44)

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

[り]

リサイクル率 (P30)

ごみの総排出量のうち、焼却処理などをしたものから資源として利用されたごみ量と、資源物として回収されリサイクル業者に引き渡されたごみ量の合計に占める割合。

リターナブルびん・製品 (P43)

回収して何度も再使用する製品。回収後、洗浄し、再使用されるので、廃棄物にならないだけでなく、原料としてリサイクルするより環境に与える負荷が少ない。

[れ]

連携中枢都市圏 (P18)

人口減少・少子高齢社会にあっても、地域を活性化し経済を持続可能なものとし、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地方圏において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市(指定都市又は中核市)が近隣市町村と連携して、人口減少に対する、いわば「地方が踏みとどまるための拠点」を形成することを目的とした圏域。

倉敷市第三次環境基本計画 (令和3年3月策定)

倉敷市環境リサイクル局環境政策部環境政策課
〒710-8565 倉敷市西中新田640番地
TEL (086)426-3391 FAX (086)426-6050
E-mail eptc@city.kurashiki.okayama.jp
URL <https://www.city.kurashiki.okayama.jp.kansei/>

表紙・裏表紙デザイン：岡山県立大学デザイン学部造形デザイン学科
廣田 真衣
大森 紗彩

くらしの達人
「くらし」

